

令和8年度
予算要望・提言書

令和7年10月
立憲民主党横浜市会議員団

令和7年10月

横浜市長 山中 竹春 様

立憲民主党横浜市議員団
団長 大岩 真善和

令和8年度予算要望・提言にあたって

横浜市の令和8年度予算編成は、市長2期目のスタートである最初の予算編成であり、山中市長が1期目で行ってきた成果をさらに発展させていくものであります。来年度の方針が魅力と活力に溢れ、横浜市の強いメッセージとして市民に伝わる予算にして頂くことを強く期待するものです。

昨今、急激な少子・高齢社会の到来を受け、医療、介護、子育て支援のさらなる充実や、地域活性化、脱炭素化などの環境対策、DX・AIに対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割が求められています。さらに、自然災害の甚大化、頻発化を踏まえた社会インフラの整備や災害に強く誰もが安心安全で生活できる街づくりなど、取り組むべき課題は山積しております。

こうした中で本市として、次期中期計画の策定にあたって「新たな中期計画の基本的方向」がとりまとめられ、今後市民意見募集などを経て、新たな中期計画の素案と原案が策定される予定です。これまでの取組による好循環や山積する課題の解消、市民目線から見えた未来への示唆などを踏まえながら、新たな中期計画の策定を期待しています。

立憲民主党横浜市議員団として、令和8年度の予算編成にあたり多くの市民や各種団体の「声」に耳を傾け、直面する様々な課題に真正面から取り組むため真摯に議論・検討し、重点10項目、および各局342項目・各区に対し285項目の合計637項目をとりまとめました。

横浜市の総力を挙げて「もっと」がかなう都市 More Yokohama、「人にやさしい都市、世界があこがれる都市」の実現に向けた取り組みに繋げる力強い予算編成を求めます。

立憲民主党横浜市会議員団

団	長	大岩まさかず	(旭 区 4 期)
副	団 長	山 浦 英 太	(戸 塚 区 3 期)
政	調会会長	森 ひろたか	(保土ヶ谷区 2 期)
議	員	花上 喜代志	(瀬 谷 区 12 期)
議	員	谷田部 孝一	(金 沢 区 9 期)
議	員	中 山 大 輔	(神 奈 川 区 6 期)
議	員	ふもと 理恵	(泉 区 5 期)
議	員	藤崎 浩太郎	(青 葉 区 4 期)
議	員	田 中 ゆ き	(青 葉 区 2 期)
議	員	越久田 記子	(緑 区 1 期)
議	員	かざま あさみ	(港 北 区 1 期)
議	員	高 田 修 平	(南 区 1 期)

局別予算要望・提言

重点項目	1
政策経営局	4
総務局	6
財政局	9
国際局	11
経済局	12
港湾局	14
市民局	15
にぎわいスポーツ文化局	17
消防局	19
こども青少年局	21
教育委員会事務局	23
健康福祉局	25
医療局・病院経営本部	28
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局	30
みどり環境局	32
資源循環局	34
建築局	37
都市整備局	39
道路局	42
下水道河川局	44
水道局	46
交通局	49
選挙管理委員会事務局	52
議会局	53

重点項目

●小児医療費助成事業について

小児医療費助成事業については、助成対象を高校生相当の年齢（１８歳になる年度末）まで早期に拡大し、所得制限を撤廃すること。

●敬老特別乗車証と地域交通

運転免許を返納した高齢者に対し、敬老特別乗車証を３年間無償で提供している。今後はその効果を検証し、市民にとってより公正で公平な仕組みとなるよう見直すこと。また、IC化による利用実態及び利用実態調査を引き続き行い、市民の声を聴きながら、より一層健康増進・社会参加を促す持続可能な事業となるよう検討を進めていくこと。また地域の実情に応じた移動手段を確保するため、市営バスネットワークの維持・補完に加え、コミュニティ交通やデマンド型交通、小型モビリティ、さらに地域で眠る輸送資源（いわゆる白ナンバー車両）の柔軟な活用も含めた多様な交通手段の導入・連携を推進すること。あわせて、バリアフリー化や利便性の向上を図り、高齢者をはじめ誰もが安心して移動できる地域交通の確立を目指すこと。

●不登校児童生徒に対する取組

「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」などによる不登校児童生徒は増加傾向にある。早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化するとともに、メタバース等のICTを活用するなど不登校児童生徒の学びの場の更なる拡充を進め、誰一人取り残さない教育施策を発展させていくこと。

●子どもの人権

子ども達は、児童虐待、いじめ、不登校、自傷・自死、引きこもり、暴力等様々な問題にさらされており、本市においても、児童・生徒への性暴力事案や教員による不適切行為、いじめ問題、裁判傍聴動員などの事案が発生している。家庭や教育現場など、あらゆる場所、所属において、すべてのこどもを守り、健やかに成長し、幸福な生活を送れるよう、こども青少年局、教育委員会、その他区局が連携し、子どもの人権を守る対策を講じながらあらゆる施策を徹底的に講ずること。

●GREEN×EXPO 2027

GREEN×EXPO 2027 の成功に向け、広く市民、国民、そして全世界へと関心と期待を高める取り組みを関係団体や関係企業等と行うこと。

●都市計画マスタープランと山下公園通り周辺地区のまちづくり

都市計画マスタープランにおいては、立地適正化、都市利用誘導を考慮し、着実に計画を立てていくこと。また、山下公園通り周辺地区のまちづくりについては、横浜市が持つ水際線の魅力と緑の風景を連携させたグリーン空間を創出していくこと。あわせて、国内外から多様な人材や企業を惹きつける多彩な機能や、来訪者を迎え入れる結節点としての機能を一層強化することで、市全体の持続的な発展につなげていくこと。

●地域の担い手不足対策

地域の担い手不足、つながりの希薄化などが更に深刻化していくことが予想される。地域のお困り事をしっかりと把握して、市民に寄り添った支援を行い市民のつながりを構築・コーディネートしていくためには、これまで以上に区役所の役割が重要になる。区役所が丁寧に聴いた地域の声や課題を、区役所と関係局でしっかりと共有して、その上で何ができるか、施策という形でどう反映できるかをしっかりと検討していくことが重要であり、そのための人員配置と区配分予算の見直しを行うこと。

●災害時個別避難計画作成について

災害時個別支援計画作成については、風水害だけでなくあらゆる災害を想定し、できるだけ多くの災害時要援護者に適用できるよう取り組みを強化すること。

●SDGs の取り組み

市内におけるカーボンオフセット事業をはじめ、2050 年ゼロカーボンに向けた取り組みを推進すること。またカーボンニュートラルエデュケーション事業を通じて未来を担う子どもたち・市民に対する環境教育を行い、市民・市内事業者の行動変容に繋がる施策を継続することで温室効果ガス排出ゼロの実現を図ること。

●横浜ノース・ドックの早期返還

小型揚陸邸部隊が配備された横浜ノース・ドックが、基地強化・恒久化につながることはないように国へ強く働きかけ、周辺住民への積極的な情報提供を行うこと。さらに、引き続き瑞穂ふ頭・横浜ノース・ドックの早期返還を国へ働きかけること。

政策経営局

1. 横浜市にふさわしい都市の形を実現するため、県と市の二重行政の解消や不十分な税制上の措置を解消することは喫緊の課題である。「特別市」の法制化にむけて、全国の政令指定都市と連携し国への要望や市民への普及啓発のとりくみを加速させること。
2. 令和6年度から始まったデータドリブンプロジェクトにより、より効果的な事業へ選択と集中、類似事業の整理が図られている。より精緻な確認や分析を継続して実施し、施策・事業の質の向上、事業の創造・転換をスピード感を持って行うこと。
3. 指定管理者制度における、公募を行う場合の選定評価については、労働福祉、雇用安定、生活賃金、障がい者雇用、地域貢献など自治体政策・社会的価値および労働環境評価を選定基準に加えた総合評価方式での選考評価を行うこと。指定管理者の変更に伴う職員の雇用については、雇用継続が行われるよう十分配慮し、横浜市として受託する法人職員の雇用安定につながる施策を確立すること。
4. ふるさと納税の他自治体への多額の流出が課題となっている現状において、ふるさと納税返礼品を市内事業者から募集する取組の効果を分析・評価し、さらなる魅力向上、情報発信に努め、市内事業者の売上向上と、市民税の市外自治体への流出額の減少につなげること。少なくとも国からの財政措置がなされない流出額の4分の1以上の獲得を目指すこと。
5. 市内での共創の取り組み事例が増加していることから、市職員への共創マインドの更なる浸透を図って共創事業への支援を行うこと。また共創の取組から生まれるイノベーションを横展開し、横浜市の市民協働、オープンイノベーションの更なる推進を行うこと。
6. 市民や企業の市民協働活動を推進するために、共創フロントが中核となり、活動支援窓口へとつながるよう、共創フロントの体制を強化するとともに、広報の充実をはかること。また、市職員の共創マインドを高め、市民や企業の市民協働活動の支援の充実をはかること。
7. 第5次横浜市男女共同参画行動計画・施策4「DV 防止とあらゆる暴力の根絶」の主な7つの取組みの実践には、民間団体を含めた関係機関の連携が不可欠である。DV 被害者が相談機関に繋がり、安心・安全な自立を目指すことができるよう、支援体制の充実、人材の確保、民間団体との協働の促進など、環境整備をはかること。

8. 令和4年度から6年度にかけて実施された「横浜市デートDV防止モデル事業」の事業検証を活かし、教職員や専門相談員の資質の向上をはかること。合わせて、児童生徒がデートDVから自身を守ることができるよう、デートDVの知識や相談窓口の普及啓発に努めること。
9. 令和7年度に行われた、男性相談員による男性向け電話相談のモデル実施の効果を評価し、生きづらさを抱える男性がより相談につながり、相談しやすい環境整備を推進していくこと。
10. フィルムコミッションやSNSでの取組の拡充はもとより、市域全般の魅力をメディアアプローチし、横浜の魅力をさらに発信していくこと。それら取組みの効果を評価し、より実効性のある、横浜への移住促進につなげるシティプロモーション事業とつなげていくこと。
11. 令和7年実施の国勢調査を振り返り、課題を見出し、より多くの市民の協力を得られる広報周知や普及啓発に取り組むこと。

総務局

1. 令和6年開始のデータドリブンプロジェクトにより、「政策・施策、事務事業」がピラミッド構造化された。それを踏まえ、施策評価及び事務事業評価について、抜本の見直しをはかり、「妥当性・効率性・有効性」等を踏まえ、アウトカム指標をより緻密に設定すること。
2. データ活用とデータに基づいた事業評価を行い、事業見直し等により徹底した歳出改革を行うことで財源を生み出すこと。また、「新・財務会計システム」を活用し、財政ビジョンに掲げた、債務管理・収支差解消・資産経営・地方税財政制度充実など、計画を着実に遂行すること。
3. 外郭団体・関係団体に関する監査の厳格化と、それに必要な監査体制の一層の充実を図り、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、「横浜市外郭団体等経営向上委員会」等、第三者機関による監視体制を強化するなど透明性の確保に努め、包括外部監査による指摘事項を受けることのない組織体制の構築と運営を行うこと。
4. 策定した「新たな横浜市地震防災戦略」を実効性のある生きた戦略とするため、各種調査や専門家等の意見、各地域防災拠点における現場の意見、課題等を踏まえた更新を行い必要に応じたアップデートを図り、ソフト・ハードの両面から着実に防災・減災対策を加速させること。
5. 旧上瀬谷通信施設地区に整備予定の大規模災害時の拠点等においては、首都直下型地震を想定した防災機器、食料品など様々な防災備蓄用品を整備するよう、今後の計画に取り入れること。また、地域防災拠点の強化、充実に力を入れること。
6. 大規模災害時、避難所不足や配慮を必要とする方の避難所確保が困難になる恐れがある。民間宿泊施設等と連携をはかり、発災時の避難所確保に努めること。
7. 大規模災害時、公用車だけでなく、市民の移動の足となる車、輸送に関わる車両も被災する可能性がある。平時から日本カーシェアリング協会など被災地の移動支援を行っている団体等と連携をはかり、被災時や災害復興時に必要な車両を確保すること。
8. 近年の風水害の深刻化をはじめ、災害情報の迅速かつ的確な発信の重要性は増すばかりである。緊急地震速報・津波警報・気象等及び噴火に関する特別警報は、警報の発表地域や猶予時間など分かりやすくする必要がある。「横浜市避難ナビ」の利活用をより促進し情報提供に一層努めること。
9. 働き方改革の観点から、生理休暇制度の時間取得など市職員が取得しやすい法令休暇制度をめざすこと。

10. 市職員の働き方改革の視点から、市職員のテレワークでの就業や柔軟な勤務体制の重要性が高まっている。令和 6 年に導入されたクラウドコミュニケーションツールを活かすことができるよう、テレワーク環境の整備をより一層図ること。また人事制度の見直しを行い、柔軟な働き方をより一層推進すること。
11. 事務作業を全庁的に棚卸したうえで、RPA の活用による業務効率化を効果的に進め、働き方改革に繋げていくこと。RPA 導入により効率化した業務を見える化し、効率化(短縮化)した時間の総数を示すこと。
12. 技術・技能の承継や本市の災害対応、他都市の災害応援等に対応するため、技能職員の人員確保は大変重要である。必要人員の確保に向け技能職員の新規採用を継続すること。また必要に応じて局採用を積極的に推進すること。
13. 水道、交通、消防職員や教職員などの内定辞退の増加や、採用応募者の減少に 歯止めをかけるため、他都市の状況の研究成果を早急に開示し、待遇の改善など 今後の具体的な対策を示すこと。
14. 市の業務が多様化する中、専門性を持つ中途採用を積極的に推進し、その中途採用者においてはキャリアを活かせる配属を行うこと。特に DX など行政内部に知識が乏しく今後早急に人材が必要となる分野については、民間人材バンクの活用など積極的に取り組むこと。また、出産や育児、介護等のやむを得ない事由で退職せざるを得なかった職員や、進学・留学、転職等、キャリアアップのために退職した職員に対して、退職前に培った知識や経験、退職後に得た知識や経験等を活かして、再び正規職員として登用するジョブリターン制度の導入を検討すること。
15. 横浜市の障がい者雇用については、法定雇用率を超える人員を計画的に採用するとともに、知的障がい者、精神障がい者の雇用についても雇用促進に努めること。また、障がい者の働く環境整備に努めること。
16. 新市庁舎の執務環境に関する職員向けアンケート調査の結果を活かし、市民サービスが向上する環境づくりに取り組むこと。また継続してアンケートを実施し、より良い執務環境を整備すること。
17. 本市職員間のセクハラ、パワハラ等に関する研修を、全職員を対象としてを行うこと。また、外部相談窓口や区局人事課、ハラスメント相談員など相談窓口が、職員にとって相談しやすい窓口、実質的な解決に寄与しているか等、職員アンケートを行うなどし、あらゆるハラスメントの根絶に向けた取組を行うこと。
18. 横浜市の政策決定プロセス等に関する公文書を引き続き適正に管理すること。令和 7 年 9 月から、元職能開発総合センターにこれまで 4 力所に分散していた資料の多くが集約されることになる。これを契機として、公文書館機能の充実をはかり、市民に利活用されやすい環境を整備すること。学芸員の研究活動をサポートするなどし、アーキビスト育成にも力を入れること。

19. 災害発生時の迅速な対応のために、災害時必要とされる公用車の燃料を確保できる、地域のガソリンスタンドとの連携等を推進すること。また、タクシー会社、自動車ディーラー等、民間の力も活用した災害時の車両確保、ドライバー確保に取り組むこと。

20. 必要とする職員全員に被服等貸与し、サイズ変更にも不備なく対応すること。また、ヘルメット等も耐久年を示し、随時必要な更新を行うこと。

その他

- ・「大学・都市パートナーシップ協議会」における各大学担当者が交流できる場や機会を増やし、市内大学が抱える課題解決にも資する事業とすること。また、市内大学から横浜市へ活躍の場の提供など、リクエストできるような仕組みを導入すること。
- ・本市の各種申請手続きに関して、全ての手続をオンラインで行えるように対応すること。オンライン化が難しいケースでは郵送での対応を可能としたり、申請者が窓口で費やす手間や時間を最小限に減らせるよう取り組むこと。また様々な申請書類そのものの簡素化によって分量を減らし、記述や入力の手間を減らすこと。オンライン化に合わせて各局と連携し、業務改革（BPR）に積極的に取り組むこと。
- ・市の業務が多様化する中、専門性を持つ中途採用を積極的に推進し、その中途採用者においてはキャリアを活かせる配属を行うこと。特に DX など行政内部に知識が乏しく今後早急に人材が必要となる分野については、民間人材バンクの活用など積極的に取り組むこと。

財政局

1. 市税収入の維持・向上を目指した経済政策にとりくむこと。市税収入は個人市民税が約半分を占めることから、健全な市税収入の維持・向上のためには、個人市民税だけに頼らず横浜市で新たな産業・雇用の創出をし、経済発展と共に法人税の市税収入の割合を増やしていくこと。
2. 令和6年度予算から稼働した「新・財務会計システム」を活用した新たな予算編成の取組みを各部署に周知し、現場が使いこなせるように徹底していくこと。また他局との連携を強固にし、策定した「財政ビジョン」の実現をはかること。
3. 令和6年公表の「100 大事業の自己分析に対する外部視点の点検」における助言等について、引き続き各局へ自主的に改善を検討するよう働きかけていくこと。
4. 歳出改革のために、調達価格のナレッジマネジメント（職員間の情報共有など）のシステム化を検討し、調達プロセスの抜本改革を行うこと。
5. 新たな歳入確保を推進していくために、未利用公有地の洗い出しや短期利用の積極的实施等、公共空間や公共施設の更なる活用に引き続き取り組むこと。その成果については分かりやすく全市域的に市民と共有していくこと。特に、周辺地価の変動や既存店舗の売上の推移など、周辺への直接的な経済効果の分析を行うこと。
6. 各局が保有する未利用地については、外部監査の意見を参考にしながらも、用地周辺地域の住民意思に基づきつつ、財政的視点と土地のもつ長期的な価値を精緻に検討し、単に売却するだけでなく定期借地などにより民間企業・団体等との連携のもと収益や市民福利を確保しながら財産維持する手法も含め適正活用していくこと。また未利用土地を含む保有土地の適切な管理や活用を行うために、部署の設置や専門職員の配置を行うこと。
7. 学校統廃合に伴って利活用されていない校地・校舎、学校予定地の活用については、活用案を地域の声を聞きながら、複合化も含めて地域に資する提案をすること。

8. 単年度予算の影響により、本市発注の公共工事において年度初めより設計・契約・発注等の一連のプロセスを経て施工を行うと、どうしても竣工時期が年度末に集中し、2～3月の繁忙期と4～6月の閑散期が毎年繰り返されている。このことは、受注者である施工会社において、人員の有効な活用を阻害するだけでなく、下請け労働者においては、仕事がない時期が発生してしまう。これらを防止するため、発注・施工時期の平準化に取り組み、建築・電気・委託作業等における働き方改革を進めること。また、公共工事発注時期の平準化は労働者確保や資材入手にとって重要な課題であり、本市の達成目標である「件数ベース 0.8」という平準化目標を確実にできるよう務めること。さらには、市の補助事業についても発注者指定型を実施すること。
9. 横浜市発注における公共工事では、重層下請け構造、いわゆる多重請負により設計単価より低い金額で働く労働者も多く、このような事が我が国の労働生産性を著しく低くしている一因とも考えられる。このため発注時の単価と実質賃金の実態調査を行い、建設技能労働者の賃金及び労働条件の改善を進めること。
10. 「横浜市中心企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市が行う事業、特に助成事業の推進にあたっては、助成要件に市内中小企業および小規模事業者への発注を加えること。あわせて市内中小・小規模企業の経営基盤強化に向け、市内公共事業については元請企業に止まらず、下請け事業者についても市内企業を優先させる仕組みの検討および更なるインセンティブの検討をすること。
11. 成績優良事業者の育成及び災害時協力協定締結事業者の意欲意識の向上を図るため、インセンティブ発注の拡充を進めていくこと。
12. 横浜市内に存在する土地の家屋「土地・家屋総合名寄帳登録事項照明書」を横浜市内 18 区どこからでも一括して取得することができるようにすること。
13. 建設技能労働者の処遇改善と定着を促す取り組みをして、発注者指定による建設キャリアアップシステム(CCUU)を活用を規約条件にした工事を推進すること。
14. 100 大事業の開示および見直しについて、具体的方法とスケジュールを示すこと。

国際局

1. 市内のグローバル人材育成において、引き続き職員の国外での研修機会を増やし、国内では得られない知見を得た職員が活躍し市政の施策を充実できるにすること。
2. 多文化共生と防災の二つの視点から、地域に住む外国籍・日本国籍の方が一丸となり防災・減災に取り組める意識啓発の向上やセミナーを更に発展させていくこと。また、大規模震災（震度5強以上）など災害情報の多言語発信を行い、国籍問わず誰もが情報が得られる仕組みを構築すること。
3. 市内在住外国人の増加とともに在日外国人の子どもたちに対する支援や相談ニーズが高まっている。十分な支援を行えるよう、外国籍や外国につながる子どもたちに対する教育支援や生活相談を行っているNPO等の市民団体への、活動場所や活動内容支援のため財政的支援を拡充すること。
4. 来訪および在住外国人の拡大を見据え、国際交流ラウンジの具体的な機能強化を図っていくこと。あわせて国際交流ラウンジの新設にあたっては、未設置5区における早期開設に取り組むこと。
5. 在日外国人の抱える課題について調査を通じて把握するとともに、横浜にある外国人コミュニティを把握すること。個々の課題やコミュニティの課題を把握し寄り添った支援を実現できるよう、あらゆる外国人支援を行う団体と協働を推進し、きめ細やかな支援とネットワークを充実させ、相談・支援が行き届くよう取り組むこと。
6. 市内在住の外国人の方々のウェブアクセシビリティの向上に資する市公式ホームページとなるよう、不断の見直しと修正、再構築を引き続き行っていくこと。
7. ウクライナ避難民支援の在り方とニーズは変化してきている現状から、今後安心して生活を送るための支援・就労などニーズに合った支援を行うこと。
8. 姉妹都市等だけに限らず、新たな課題に焦点をあてた都市間の連携について開拓していくこと。
9. 世界を目指す若者応援事業において、留学支援の補助金の拡充が行われたが、海外に興味を持つタイミングはそれぞれであり、今度高校生だけでなく留学支援の対象年齢を広げること。
10. 現在3つの国連機関が横浜市にはあるが、今後も国連機関などの国際機関の招致を積極的に行い、国際都市横浜を更に発展させていくこと。

経済局

1. 商店街活性化に関する事業においては、補助金の使途の柔軟性を一層高めること。また新たな取組を応援するための協力事業者や先行事例等の情報発信を行い、人手不足で活性化策に取り組めないような商店会の支援を行うこと。
2. 事業継承問題や M&A 支援事業において、引き続き市内中小企業の事業継承へのとりくみを引き続き支援すること。
3. ハローワークで取り扱う業種・業態の拡充および必要な資格やスキルが習得できる支援体制の拡充し、市としてもより多くの就業機会を提供できる体制をより一層強化すること。
4. 南部市場を中心とした周辺エリアの回遊性向上は、賑わい創出に必要不可欠である。旧富岡倉庫地区の整備や、周辺の施設、住民等がアクセスしやすい環境づくりを行うこと。またこれまで実施した、近隣商店会や観光施設との連携事業の成果を、費用対効果等様々な観点から評価を行い、売上の増加につながる賑わい創出につなげること。
5. 長引く物価高またエネルギー高で市民生活は二重苦三重苦を余儀なくされている。市独自で公共料金の一部減免や地域クーポン・商品券、地元産品への支援、多子世帯や子育て世帯、高齢者への支援等市民生活を底支えする施策を展開すること。
6. 横浜のカーボンニュートラルの取り組みには民間技術・技能が必要不可欠である。再生プラスチックの商品化や販売価格支援など、経済局として企業支援・助成する制度構築と予算を確保すること。
7. スタートアップエコシステムの構築と横浜発のユニコーンクラスのスタートアップ創出に向け、TECH HUB YOKOHAMA を軸としてコミュニティ形成を進め、国内外から人、企業、投資を呼び込んでくること。エコシステムの構築にあたっては、スタートアップ資金調達環境の向上のためのとりくみを進めること。また、TECH 系スタートアップの集積を図るための場所の確保や、企業との協業についてもとりくみをすすめること。
8. 横浜で起きている悪徳商法被害を把握し、若者から高齢者まで世代を問わず悪質商法被害に遭わぬよう消費者教育や啓発活動を促進すること。
9. 経済局と国際局が連携し、横浜市が誘致したインディアインターナショナルスクールインジャパン横浜校の移転において、学校が移転先を探す際情報提供や相談等サポートをすること。
10. 市場で発生する発泡プラスチックにおいては、本場・青果等一元管理し、リサイクルすること。あわせてリサイクル設備の更新費用について予算を確保すること。

11. 市税収入の維持・向上を目指した経済政策にとりくむこと。市税収入は個人市民税が約半分を占めることから、健全な市税収入の維持・向上のためには、個人市民税だけに頼らず横浜市で新たな産業・雇用の創出をし、経済発展と共に法人税の市税収入の割合を増やしていくこと。
12. 京浜臨海部における企業内遊休地の利活用において、立地企業と横浜市が手を携え、遊休地化している土地を活用し、機能転換や誘致を進め活性化につなげていくこと。
13. 日産自動車株式会社の生産体制縮小により影響を受ける市内中小企業への資金繰り支援や相談窓口（JFE スチール株式会社同様の支援）、また地域経済への影響が最小限となるよう国と連携し自動車業界及びサプライチェーン等の地域経済に関する支援を行うこと。

港湾局

1. 水際線の5つのエリア(山下公園エリア、象の鼻エリア、赤レンガエリア、ハンマーヘッド周辺エリア、臨港パークエリア)の特色を活かしながら魅力を高めるまちづくりを進めるとともに、市役所下(大岡川沿い)および横浜港ボートパーク内の水辺空間においても、飲食機能など、新たな観光の目玉や街の賑わいを創出するための魅力を高めるとりくみをすすめること。
2. ビジターバスの利用形態や経済効果をふまえた上で、柔軟な利用料金の設定を検討すること。
3. 「CONPAS」の試験運用の実施結果から得られる知見を活かし、本格運用へむけた課題の整理及び改善を行い、他のバスへの展開を早期に実現すること。
4. カーボンニュートラルポート実現に向けて、民間事業者や周辺自治体と連携し、CNP 実現に資する新たな技術の導入や陸電の利活用を推進、強化すること。
5. 豊かな海づくり事業について、藻場浅場形成や新本牧ふ頭における生物共生型護岸整備など、環境対策、生物多様性に資する施策を引き続き継続し、様々な大学・研究機関とも連携して実証実験・研究を行うことができる場として活用すること。
6. 山下ふ頭再開発事業において、引き続き市内大学と連携し若い世代の意見やニーズを把握し、若い世代にも再開発事業に参画してもらえるような仕組みづくりや発信を行っていくこと。
7. 臨港パークにオープンするカフェ・レクリエーション施設を市内外に発信し、多くの方が訪れたい・訪れやすい新たな賑わいの拠点をつくること。
8. 山下ふ頭の再開発や臨港パークの新たな賑わいの創出に伴い、都市臨海部の回遊性を向上させるため YOKOHAMA AIR CABIN の延伸について検討し進めていくこと。
9. 豊かな海づくりの取組で得られた知見などについて、横浜みなと博物館やスカイウォークなど海に関係する場所での展示や市庁舎でのデジタルサイネージの利用、市内イベントでのブース出展など、より一層庁内で連携して成果を可視化し、引き続き市民に広く発信していくこと。

市民局

1. 18 区各区においてより地域特性に応じた意思決定と施策の実施ができるよう、必要な職員を配置し、個性ある区づくり推進予算を増額すること。また自主企画事業費の 18 区総額を増額し、区ごとの配分割合については人口や高齢化率等の地域特性を考慮し、区民のニーズに応じた額を確保し、適正に分配すること。各区の事業においてデジタル化が進むに伴って全市的に集約できるものは集約を検討し、市民局として業務の抜本的な見直しを行うこと。
2. 区予算の権限・財源委譲については、引き続き区局での連携をより一層深め、「区提案反映制度」を積極的に活用することで 18 区の特性に合った柔軟な施策が展開できるよう支援し、真に必要な事業については積極的に予算化を図ること。また客観的指標を用いた区政の評価測定を行い、効率的な予算執行としていくこと。
3. 自治会・町内会へのデジタル化支援については、デジタル担当の担い手確保に繋がるような講習やデジタル化の手引きの活用支援を自治会・町内会の意見や要望をくみ取りながら引き続き行うこと。希望する自治会・町内会にはアドバイザー派遣や事業者や NPO、地域人材による相談会や講座の実施を積極的に行い、蓄積した好事例に関しては積極的に横展開すること。
4. 令和4年度・5年度に実施された「西区・港南区役所でのデジタル化に関する検証結果」を活かし、デジタル活用による、市民サービスの向上や業務の効率化を 18 区の特性に合わせて展開すること。
5. 区役所のマイナンバーカード交付申請業務等については、手続きの適正化を強化するとともに、不安や疑問等に対する相談機能も強化すること。
6. コミュニティハウスについては、市民の交流や自主的な活動が行える身近な拠点としての役割をより一層深めること。また中学校区程度に1館の整備計画を早期に進めること。
7. 市内地区センター全館を教育委員会の図書館システムとつなげ、リノベーション等を行い、市民がより利用しやすい図書施設とすること。
8. 市民利用施設の一般利用の予約枠および予約ができる事前期間について規制緩和を行うこと。
9. 市民協働推進センターの機能や役割について市民に分かりやすく PR し、利用を促進し、さらに利用する市民にとって充実した支援を提供できるよう必要な人員の配置をしっかりと行い、運営体制も整えること。また他都市事例の研究等職員の研修、人材育成を支援し、市民協働がさらに促進されるような拠点整備を行うこと。

10. ヘイトスピーチ防止のための啓発活動をより一層進めるとともに、ヘイトスピーチ未然防止を徹底し、発生した際には、速やかに関係機関と連携をはかり、的確に対応すること。また社会情勢を鑑み、ヘイトスピーチ防止のための条例制定を検討すること。
11. 性的マイノリティ(LGBTQ)の財産権など、権利保障に関する社会環境整備と市民の理解に向けた周知・人権啓発の推進、性的指向や性自認に関する差別・ハラスメント防止施策に引き続き取り組み、当事者への支援を一層進めるため、引き続き市職員や教職員への研修会や学習会の実施、市民啓発イベント開催、当事者に対する居場所づくり、相談体制確立等の支援に取り組み、公共施設等の利用がしやすくなるよう合理的配慮を行うこと。
12. 市内繁華街における客引き行為等に対しては、神奈川県迷惑防止条例の改正により取り締まりの強化が望まれるが、風営法等、現行法令では改善に至らない現状や、川崎市では客引き行為等の防止に関する条例を施行した経緯も踏まえ、本市においても条例を制定し、安心して快適な地域社会の実現を図ること。
13. 広聴制度については、はっきりとした担当部署がない場合(複数にまたがる場合)対応が適切に行われていないことがある。各局が連携し、市民の声に丁寧に対応すること。
14. 市民の意見を一層反映するために、Web や ICT を活用した市民が参加しやすい手法を用いた市民意見募集を引き続き行うこと。また、市長によるタウンミーティングを継続して行い、住民自治を深める取り組みをさらに進めること。
15. 相続登記申請の義務化に伴い、市民が必要な時に司法書士・弁護士等による相続の相談を受けられる体制を構築するため、市民相談室及び区役所での対応に加えて、出張相談やオンライン相談の拡充を行うこと。
16. 横浜市及び市内各区の、高齢・障害福祉課、福祉保健課、保険年金課、税務課、生活支援課、市営住宅課における「成年後見人等の送付先変更届出(書)」を統一し、いずれの窓口または代表の窓口における、横浜市電子申請・届出システム、郵送または持参による届出を実施すること。
17. 今後高齢社会が進行し相続の増加が見込まれ、それに伴う手続きが増加することに対応するため、区役所における戸籍取得等の手続において第三者請求や代理人請求が必要な場合においてオンライン請求の対象範囲を広げ、郵送請求にキャッシュレス決済を導入するよう検討すること。

にぎわいスポーツ文化局

1. 多様な文化圏からの外国人旅行者の受け入れ環境整備に関しては、関連団体・企業・店舗等と連携をしながら横浜の観光公式ウェブサイトやガイドブック等で最新情報を発信することに加え、外国人旅行者からの意見も踏まえ、より利便性の高いコンテンツ制作を推進すること。
2. コンサートやスポーツイベントの機会を捉え、ビッグデータや観光に関わる調査結果を活用した回遊性向上、まちの賑わいづくりをより一層推進すること。また今まで行った観光施策、誘客事業等消費喚起策の成果について分析し、その結果を活用しマーケティング的視点から PDCA マネジメントサイクルを継続して回すこと。
3. 登録 DMO である公益財団法人横浜市観光協会を中核とした多様な関係者との協働により、斬新かつ効果的な観光施策をより一層推進すること。
4. 歴史的建造物をはじめとした横浜の強みである観光資源について、IP コンテンツとの連携や柔軟な施設利用（非日常的な体験ができるなど）を検討し、引き続き資源開発を行い、高付加価値化に繋がる施策を推進すること。
5. 創造的イルミネーション事業については、横浜ならではの夜景を活かした横浜の夜の観光コンテンツとして定着するよう、アートを支えるテクノロジーの導入支援、また優れたアーティストを育成するなど、将来を見据えて継続、拡充できる体制を構築すること。イルミネーション事業については、引き続き、再生可能エネルギーを導入するなどし、脱炭素化をはかること。また事業効果を評価し、より効果的な実施に繋げること。
6. 本市に本拠地を置く様々なスポーツのプロスポーツチームや本市出身の世界的に活躍するスポーツ選手と協力・連携し、スポーツによるまちの賑わいづくり、次世代育成の取組等、横浜ならではのスポーツ振興をより一層推進すること。
7. 世界トライアスロン横浜大会は、世界に生中継される、競技の魅力と共に横浜の魅力を全世界にアピールすることができる人気の国際スポーツイベントであり、引き続き支援を強化すること。
8. 「ヨコハマさわやかスポーツ」の推進にあたっては、さわやかスポーツ普及委員会活動を担う人材不足や高齢化など課題がある。ニュースポーツを通じた地域の健康づくりや仲間づくりを担う重要な事業として、今後いかに継続していくかについて現場の声に耳を傾け、検討を行うこと。
9. インクルーシブスポーツ振興のための積極的な支援をさらに行い、インクルーシブスポーツのさらなる推進と、インクルーシブスポーツの地域での取組み推進と合わせて、障がい者の参加の機会を増やすこと。

10. アーティストやクリエイター等、文化・芸術関係者が横浜で活躍できるよう、様々な現場の声を反映した支援策に引き続き取り組むこと。
11. 子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むため、身近な地域の文化芸術団体等と連携し、より多くの子ども達が文化芸術に触れる機会を増やすための事業・施策をさらに拡充すること。
12. 横浜 BUNTAI は多方面への利用を働きかけ、利用率の向上を図ること。
13. 市内施設利用予約のオンライン化を活用し、市外の方々にも利用を開放することで有効活用を見込める施設については(例えば、音楽演奏施設等)、広報を行うなどし、市外の方々への利用促進をはかること。
14. 全市的に屋外スポーツができる公園や施設が不足している。市民の安全を確保したうえで、市が所有する遊休地、公共施設の跡地、民間所有の土地等を活用し、スポーツができる施設として積極的に整備すること。

消防局

1. 消防職員の勤務を適正に評価し、やりがいを持って職務を全うできる環境を整え、また他都市への流出を防ぐためにも、特殊勤務手当については過酷な環境下で行われる消火・救急活動などに伴う著しい労務負担への正当な対価となるよう、他都市の支給状況や制度も参考にしながら制度設計し条例化すること。
2. 各消防署において、消防職員が災害出場時に最大のパフォーマンスを発揮するため待機時にしっかりと休憩を取れるよう、既存の消防署の仮眠室の個室化を順次進めていくこと。また早急に個室化できない消防署に関しては、職員の声を聴きながらしっかりと休憩が取れる環境を構築していくこと。
3. 男女共同参画を進める上でも、全出張所にて仮眠室や浴室、トイレなど、女性消防職員の勤務環境の整備を一層進めていくこと。
4. 本市の消防職員については、国の「消防力の整備指針」に基づいた充足率 100%をめざすこと。
5. 非直助勤は消防職員の労務負担を著しく増大させる要因となる。非直助勤や日勤者による人員補充が発生しないよう、十分な人員配置を行うこと。
6. 受付監視業務については市民サービスの低下にならないよう留意しながらも、特に夜間・深夜の業務について代替の手法を用いるなどして職員の労務負担の軽減につながるような仕組みを検討すること。
7. 夏場の熱中症患者の増加や社会の高齢化に伴った救急要請の増加が続いている。救急要請件数等を勘案した救急隊の増隊を着実に図っていくこと。あわせて「あんしん救急」の取組を推進すること。
8. 救急件数の増加に備えた対策とともに、救急特別警戒体制時における人員不足に対し、救急救命士資格保有者及び同等の知識・経験を有している職員が、現場で市民に高度な救急医療サービスを提供できる効率的な仕組みづくりを検討すること。
9. 一人で年 10 回以上救急要請を行う頻回要請者による救急要請が令和6年度に 5055 回あり、市救急隊2隊分程度の出動回数相当になっているという現状がある。関係区局と連携し、拠り所の分散等を行い、当該市民に寄り添いつつも、問題解決に結びつく仕組みを検討すること。
10. 災害発生時は、中・高校生、大学生など日中に地域で活動可能な若い力が必要となる。引き続き中学・高校・大学等と連携し、各地域でのイベントにおける啓発事業、救急救命法等知識の伝達、および消防施設での防災教育や防災訓練を積極的に推進すること。

11. 多様な人材が消防団員として活躍し定着できるように消防団アプリ等を活用し、引き続き現場の声を聞き、処遇と活動環境の改善に努めること。また団員の充足率向上のための取組を引き続き支援すること。
12. 消防団器具置き場の現状の把握を行うと共に、活動に必要な資機材購入にあたっての予算を確保し、消防団が使用する各種資機材については、適正に整備・更新すること。
13. 質の高い消防活動をするため、消防力の基礎力を向上させるためにも、消防団の育成支援を強化すること。
14. 「横浜市民防災センター」「よこはま防災 e-パーク」の活用を推進し、市民ひとりひとりの防災力の向上に努めること。また地域の防災訓練やイベントにて、起震車を有効に活用し、実体験を通じた防災意識の醸成に努めること。

こども青少年局

1. 人口動態、需要と供給などのデータ分析を行い、待機児童・保留児童の解消を行うこと。あわせて、保育園の定員割れ問題、入園前の辞退対策など、他都市の事例も参考に取り組むこと。
2. データに基づいた保育の質の向上を行うこと。あわせて「医療的ケア児サポート保育園」の認定を積極的に推進すること。
3. 幼児教育（幼保小連携など）を進め、「小一の壁」などの弊害を克服すること。
4. 保育の預けやすさ（経済や心のゆとり）を向上し、ゆとりある子育てを創出すること。
5. 昼食提供を、夏季のみならず、冬・秋などの長期休暇にも広げること。
6. 朝の居場所の利用の課題分析を行い、課題を克服しながら、拡大を図ること。
7. 「預けやすいまちヨコハマ」実現のために、一時保育事業や病児保育事業、一時預かり事業のさらなる充実を図ること。また商業・集客施設等の賑わい施設に、公民連携による一時預かり（広場事業）を拡充すること。
8. 児童養護施設等の職員の処遇改善について、国に要望を続けるとともに、本市としても支援を充実すること。
9. 地域療育センターでの医師の初診までの時間を1ヶ月以内にまで減らすこと。
10. 男性の育休取得率が向上するなかで、産後うつをはじめ男性の子育て相談を男性が受けられる体制を整備するなど、男性の育児支援策の充実を行うこと。
11. 登校や引きこもりなど困難を抱える子どもや若者の自立支援施策に関して、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を継続するとともに、ピアサポートの充実に取り組み利用機会を拡充すること。
12. 学童保育や放課後キッズクラブでは児童数の減少により人件費の負担が増え赤字運営になる施設が増えている。小規模になっても安定して常勤職員を雇用できるように小規模激変緩和補助の継続補助を行うとともに、キャリアアップ処遇制度を拡充し職員の質を向上させること。また育成支援体制強化補助についても、柔軟な施設運営ができるよう運用緩和を行うこと。
13. 保育士の処遇改善や安定的な雇用環境の整備をおこない、小規模保育園への支援を充実させること。
14. 現在市内に6名しかいない医療的ケア児就園支援コーディネーターを増員し、保護者が情報にアクセスしやすくなるよう支援内容等を充実させること。

15. 東部児童相談所・一時保護所が新設され、児童虐待等の対策の充実が見込まれるが、一時保護所での対応内容の充実や、施設養護や家庭養護の充実、自立・就労支援の充実等、シームレスな支援体制を充実させること。
16. 本市の職員や教職員等による、児童生徒等子どもへの性加害事案が続発するなかで、こども基本法や、横浜市こども・子育て基本条例等関連法令に基づき、子どもを守るための施策を推進すること。
17. 不妊治療については市民が安心して相談できる窓口の充実を行い、当事者に寄り添った適切な情報の取得や支援につながるような相談事業やセミナー等の拡充を図ること。また適切な時期を迎えた子どもたちをはじめ、結婚、妊娠、出産を考える市民に対し不妊・不育に関する正しい知識を発信し、妊娠しやすい身体作りや心のケアのセミナーを開催するなどソフト面においても充実を図ること。
18. 令和4年度と今年度に行ったアンケート調査から実態把握し、ヤングケアラー支援の方向性を定め、早急にケアラー支援にとりくむこと。
19. 子育て応援アプリ「パマトコ」で可能となる申請手続きなどを充実させることや、情報の量や質、取得しやすさなどによって利用者の利便性を一層高め、子育てしやすい環境を整ええること。
20. 幼少期等子どもは、見えにくさを自覚することが難しく家族も気付きにくいことが多いため、早期に発見し適切な治療につなげることが重要である。50人に一人いるとされる小児弱視の早期発見のため、3歳児健康診査で屈折検査を全区に展開すること。

教育委員会事務局

1. データ分析に基づいた教育の質の改善を図ること。
2. AI ドリルを活用した「習熟度別学習」の導入を進め、教員や学校による使用実態に差が生じないように利用を促進すること。
3. アカデミア・オープンラボ(教職員の採用)・データサイエンスラボ(大学の先生、データを活用した教育)など先進的な取り組みを更に進め、教育の質の向上を図ること。
4. タブレットの教育現場での更なる活用など DX 教育を拡充すること。
5. 不登校児童生徒支援のために、ハートフル事業の更なる活用や仮想空間の導入を図ること。また、不登校・いじめ対策部の設置や「学びの多様化学校」の導入など更なる体制強化を図ること。
6. いじめ対策の施策として、タブレットを通じたヒアリングを行う等、子どもの声を聞く施策を更に強化すること。
7. インターネット通信や VR(仮想空間)などを利用して、国内や世界中の人々と繋がる授業を拡充すること。
8. 英語力の底上げを図る事(AET 増強、イングリッシュ・クエスト、はまっこ留学)、又、英語力の向上に、データ分析を活用すること。
9. カスハラ(いき過ぎた保護者)対応の課題解決を図ること(例えば、コールセンター(裾野市で実証実験中)、録音など)。
10. 給食の質(温かさ・おいしさ)の更なる改善を図ること(栄養教諭・学校栄養職員の兼務によらない全校配置)。またエアコン設置等、調理室の猛暑対策を至急推進すること。
11. 教員の欠員が出ないように、採用活動を一層充実して取り組むこと。また他都市の奨学金返還支援を参考にするなど、横浜市独自の初任給の増額や住居手当の拡充等を行い、勤務条件の向上を引き続き図ること。
12. 改正給特法の趣旨を踏まえ、時間外勤務の縮減を実現するため教職員の横断的な働き方改革を推進すること。
13. 障害のある子どもたちが、可能な限り同じ場で教育を受けられるよう、人的配置、や環境整備、教育内容の充実を図ること。
14. 市内在住外国人や外国に繋がる児童生徒の増加に伴い、通訳派遣等教育支援の充実を行うとともに、多文化理解の促進を図るために NPO 等への支援の充実を行うこと。

15. 市立学校体育館の空調設置を現在の計画を前倒して早急に進めるとともに、未設置校については設置スケジュールを示すこと。あわせて、空き教室等で様々な利用がなされている場所への空調設置を早急に進めること。
16. 新たな大型図書館整備の検討にあたっては、立地場所等市民ニーズや市民の利便性を十分に把握、考慮し進めること。
17. 教職員が対応している保護者からのいわゆるカスハラにおいて、現場がスクールロイヤーを活用しより使いやすい制度にするとともに、実態に合わせてスクールロイヤーの拡充を行うこと。
18. 市内小学校の学校飼育動物については動物愛護・動物福祉の観点から教育委員会が主導し、飼育環境の早急な改善をはかり、適切な環境下で動物を飼育するための予算措置をおこなうこと。また学校内での動物飼育にこだわらず、動物愛護センターおよび市内に3か所ある動物園も活用した教育カリキュラムの充実を引き続きはかること。

健康福祉局

1. 介護・医療等の専門人材を安定的に確保するため、採用支援や潜在看護師の活用、職場環境の改善に加え、経済状況に応じた就業条件の見直しなど、離職防止策を総合的に推進すること。また、介護・福祉分野の人材の裾野を広げるため、人材育成や就業条件の改善を進めるとともに、他業種からの人材転入や、外国人・高齢者・障害者など多様な人材が活躍できる環境整備に取り組むこと。
2. 障がいのある子どもたちは、特別支援学校を卒業する 18 歳を境に、生活環境が大きく変化し、居場所不足と保護者の就労課題が深刻な状況となっている。成人後も安心して生活及び就労できるよう市として居場所を提供するとともに支援体制を強化すること。
3. 福祉事業所の職員が定着できる職場環境を目指し、ハラスメントに係る方針の周知・啓発を行い、マネジメント機能や、ワーク・ライフ・バランスを図り、ハラスメント等のない、誰もが働きやすく、働き続けられるために本市独自の支援・施策を講じること。相談機能の強化と相談事例の分析等から、さらなるハラスメント防止施策対策に努めること。またハラスメントがあった場合に早急な対応を講じられるよう、運営指導、内部通報の義務化、防犯カメラの設置等、声をあげられない当事者への対策を検討すること。
4. ケアマネージャー・介護福祉人材の報酬の支払われない労働、いわゆるシャドウワークについての位置付けを明確にすると共に実態を把握し、市独自の加算を検討し処遇の改善を図ること。
5. 高齢者、障がい者、子ども(医療的ケア児など)などを介護する家族等の身体的・精神的負担を軽減するため、ショートステイ、デイサービス・日中一時支援、訪問型支援、緊急対応・ショートステイ等のレスパレイトケアを充実させ、介護を一人で抱え込むことのないよう支援策を早急に講じること。
6. 重度訪問介護・介護付き入院の拡充を行うこと。
7. 訪問介護事業者が「自立支援」を目的としたサービスを展開できるよう、制度整備を一層推進すること。あわせて、介護報酬引き下げにより経営環境が厳しさを増している事業者への支援策を強化し、人材確保とサービスの質の維持を図ること。
8. 身寄りのない高齢者等への支援として、外出時の付き添いや日常生活の見守り、訪問看護師による健康チェックなど、在宅介護に役立つサービスを一部補助対象とすることを検討すること。また、令和7年に開始された、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所などを登録できる「情報登録事業」の周知・推進を図ること。

9. 高齢者に関わる介護施設や病院、福祉介護施設等における利用料の滞納について、現状把握・課題の整理の上で具体施策を講じること。
10. 高齢者の住まいに関して、専門の相談員が相談者の状況に応じて適した施設・住まいをご案内できるよう、地域ケアプラザとの連携、「高齢者施設・住まいの相談センター」のオンライン相談場所・機械の拡充、相談体制の拡充をより一層推進すること。また、「老人保健施設」の利用料の滞納について現状把握、課題の整理の上で具体施策を講じること。
11. 認知症の早期発見や診断を促進させ、患者や家族に対し介護負担を軽減するための取り組みを行うなど、サポートグループや、相談窓口、認知症高齢者等 SOS ネットワークの推進を強化させること。また、認知症患者は自分の意思や感情を表現することが難しくなる場合があり、サポートを通じて尊厳を守り個人の特性や意向にそった生活を送るための環境を整えること。
12. 障害者差別解消法の普及啓発・相談支援体制の強化、地域における理解の促進、仲間づくりへの支援、社会参加への支援を一層充実させる取り組みを強化すること。
13. 高齢・障がい児者施設内での虐待をなくすために、引き続き各施設での研修や自主点検などの取り組み状況を把握し随時チェックしていくこと。過重な勤務状況などが施設内虐待のリスクとなりうるため、適切な休憩時間が確保されているか、サービス残業は行われていないかなど、職員の聞き取りを行うなどして確認し、改善を要する場合は速やかに是正・指導していくこと。
14. 中高年の引きこもり支援について、予算を引き続き確保し、生活相談・精神疾患を含む医療相談ができる体制を強化していくこと。また支援団体や専門家と連携して、定期的なミーティングの機会やイベントの開催、ボランティアや職業訓練プログラムなど適切なサポートを提供すること。
15. アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症については、横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、予防のための取り組みや依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発、相談につながるための普及啓発などに取り組むとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援など依存症対策の一層の強化を進めること。
16. フードバンク・フードドライブ活動は生活困窮者支援・食品ロス削減等に大きな役割を果たしている。官民の連携を一層深める、支援を強化すること。
17. 各種障害への日常生活用具給付基準を、物価上昇に応じて適切に改定すること。また、支給品目についても当事者等の声を聞き随時追加を検討していくこと。

18. 障がい者の社会参画の一環として、障がい者のスポーツの支援や文化活動推進の取り組みについても支援体制を強化すること。
19. 市民成年後見制度については、市民が中心となり、権利擁護が必要な高齢者・障がい者を支えていくことができるよう市民後見人の育成・大幅な登録者数拡大に向け、より一層の取り組みを進めるとともに、市民後見人のバックアップ体制を整えること。あわせて法人後見についてはリーフレットその他、動画等を活用し、引き続き制度の普及・啓発に取り組むこと。
20. 強度行動障がいを伴う障がい者の抱える課題の解消のため、至った経緯や、原因の解析の実態調査を行い、対処策を構築すること。あわせて強度行動障害が常態化する一歩手前で地域に戻すことを目的としたミドルステイ事業を拡充すること。追加入所施設・グループホームなどにおける夜間の福祉サービスの利用実態調査を行い、必要な対策を推進していくこと。

その他

- ・ 本市の重度障がい者医療費助成制度には精神障害1級の入院医療費が適用されていない。知的障がい者には適用されていることから、格差解消のため対象範囲の拡充を本市独自の支援を検討すること。
- ・ 聴覚障がい者手話通訳者の前途を進めるため青少年、学生などが関心を持ち、横浜市で行なっている手話通訳者派遣事業を担う「聴覚障がい者情報提供施設」など手話通訳養成講習会へ参加を促すような普及・啓発に取り組み、手話通訳者の技術維持に努めると人材確保・質の維持に努めること。
- ・ 家庭内における犬猫等動物の過剰な多頭飼育、適正飼育ができない等の一因として飼育者の高齢化、身体及び精神の障がい等を要因とする孤立化があげられている。動物へのネグレクト、糞尿等による飼育環境の劣悪化、終生飼育ができない等の状況になる前に、単身高齢者や身寄りのない高齢者、支援に繋がっている障がい者が飼育している動物の種類・頭数等を把握することができるよう、本市の情報登録事業を活用するなど関係各局が連携しやすい仕組みを構築すること。
- ・ 児童・生徒において、精神科受診までに時間を有する現状があるため、迅速な精神科受診の体制整備を行うとともに、スクールカウンセラー・教育委員会の相談窓口にも速やかに相談できる体制を整備すること。

医療局・病院経営本部

1. 医療職員をはじめとした専門人材の安定的な確保に向け採用支援、潜在看護師の活用、職場環境の改善、経済状況に応じた就業条件の見直し、人材育成、離職防止策などを一体的に進めること。
2. 歯科保健医療センターにおいて、障害者歯科診療のニーズが増加し、受け入れ能力の限界により診察まで4ヶ月待ちの状況がある。また、障がい者の増加だけではなく、医療的ケア児、高齢者等の摂食嚥下障害への対応など求められている診療ニーズは急増している。現状の課題把握や課題の調査を進め、新たな歯科保健医療センターを設置すること。
3. 今後救急要請が増加していくことが予測される中、医師の働き方改革が求められている。救急医療体制の確保のため、電子カルテや遠隔医療の導入、AI を活用した診療プロセスの効率化など、医師の業務の効率化をはかること。また、地域の医療機関間が連携を深め、患者の受け入れや情報共有を円滑に行えるよう取り組みを進めること。
4. 災害時の診療機能維持を目的とした自家発電の整備や医薬品等の整備に係る費用負担については、原則自助とされているが、自然災害時においても確実・適切に病院機能を発揮するために必要な支援の維持を行い、ガソリンスタンド等営業所の拡充に取り組むこと。
5. 休日急患診療所及び3夜間急病センター補助金について、必要な人員配置を維持していくために人件費を基礎とした存続可能な財政支援の継続をしていくこと。また、各区休日急患診療所の建替え・増築について、建築費用相場の変化に応じた建替え補助を行うこと。
6. 横浜市独自の医療ビックデータ YoMDB (Yokohama Original Medical Data Base) など外部データ等を有効的に活用し、2040 年問題等の医療政策上の課題解決に向け取り組むこと。と共に ICT を活用した地域医療ネットワークの全市展開出来るよう、サルビアねっとの利用機関・登録者拡充を強化すること。また有効的に利活用できるよう、職員の育成・研修・事例の共有を図ること。
7. 地域医療構想の推進にあたり、病床整備は病院協会等地域医療関係者と意見交換のもとに進めること。
8. がん検診の受診率向上に引き続き取り組み、全国上位を目指すこと。特に受診率の低い働く世代及び肺がん検診の受診率向上を目指し、引き続き健康増進のための啓発や、受診の重要性を訴えるなどの取り組みを進めること。また、障がいのある方が安心して本市の各種がん検診を受診できるよう環境整備を図ること。

9. 日常的な感染症対策が重要なことから、広く生活衛生・環境対策など、健康危機管理の拠点である衛生研究所に対して、専門職の増員配置や継続的な各種検査機器の更新、日常業務、研修を通じた人材育成など進めること。
10. 透析患者の高齢化による合併症の進行及び独居老人などの通院困難者の将来増が予想される。透析患者が入院可能な透析施設及び透析施設が併設された介護付き入院施設の需要がこれまで以上に増加が見込まれることから、施設の新設及び事業者の育成に取り組むこと。透析など医療的ケアが必要な高齢者が入所できる施設の新設及び事業者の育成に取り組むこと。あわせて、災害時透析医療体制を確立するため、医療機関との連携強化、広域搬送や宿泊先確保の体制整備、避難所・医療機関の事前確認と移動経路の策定など、具体的なプランを構築すること。
11. おたふくかぜが最も感染しやすい年齢は4歳が最も多く、疾患による合併症として治療不能の疾患である難聴を引き起こす可能性がある。効果的に予防するにはワクチンが唯一の方法であり、現在、おたふくかぜの公費助成制度導入状況について、関東地方では神奈川県を除く全ての県で半数以上が公費助成を導入しており、本市においても小児医療費の無償化と共にワクチンの予防接種の費用助成について検討すること。
12. 地震、風水害などによる災害時の地域防災拠点におけるペット同行避難について、市民に対する周知・啓発を引き続き進めるとともに、ペット同行避難のためのスターターキットの全拠点への整備をすすめ、各地域防災拠点においても獣医師等地域の専門家との連携を深め、意見を取り入れながらペット同行避難訓練が実施できるよう、地域における住民理解の促進に努めること。また「動物を飼育している人のための防災施策」の観点から、民間事業者、関連団体等と連携し、ペット同室避難に向けたモデル事業の取組をさらに推進すること。
13. 悪質な繁殖業者や販売業者による遺伝的に不適切な動物の繁殖・販売や多頭飼育崩壊等の問題が全国的におこっている中で、本市でも動物愛護・動物福祉の観点から第一種動物取扱業に対する監視・指導業務に従事する人員の確保、予算の拡充を行い、現状把握を確実にし、監視・指導を強化する体制を整えること。特に繁殖業者・販売業者に対しては生命倫理や遺伝学的知識の向上に資する専門家による講義の実施を検討すること。

脱炭素・GREEN×EXPO推進局

1. グリーン社会の実現に向けて、積極的なグリーンエネルギーの導入拡大を図るとともに、ゼロカーボンヨコハマのとりくみを加速させ SDGs 未来都市の実現にむけてとりくむこと。
2. 「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共建築物の ZEB 化・木材利用の促進・LED 化など全庁を挙げて取り組みを一層推進するとともに、市民理解への広報・啓発を強化し、家庭部門における温室効果ガス削減を支援し横浜市全体で脱炭素ライフスタイルへの転換を図ること。
3. 環境保全および CO₂削減、地球温暖化対策の観点から、ノーマイカーデーを実施する等、市民の移動手段を自家用車から公共交通機関へシフトする施策をさらに推進し、市民に啓発・広報すること。
4. 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業において、太陽光発電・蓄電池等の設備導入の支援、EV 充電設備支援を拡充し、CO₂削減のとりくみをより一層加速させること。また、ペロブスカイト太陽電池について、本市で行っている実証実験に基づき、横浜発の技術としての実用化に向けたとりくみを引き続き支援すること。
5. 脱炭素の観点から FC バスや EV バスの導入を積極的に支援すること。
6. 自動車メーカーその他充電設備を保有する事業者と提携し、市内 EV 充電設備の拡充を図ること。
7. 脱炭素先行地域であるみなとみらい21地区をはじめ、他地区においてもエコモビリティの導入や実証実験を引き続き行い、民間事業者と共創し脱炭素でエコな交通の実装化をめざすこと。
8. 脱炭素に寄与する新たな技術（合成燃料やペロブスカイト太陽電池等）を積極的に研究し実用化に向けた支援を強化していくこと。
9. 横浜市が管轄する公共施設における太陽光パネルの設置や屋上・壁面緑地の整備を引き続き進めること。
10. GREEN×EXPO 2027 の理念に基づき、地球環境を守る先進都市として、機運の醸成を高めるため大型イベントの参加など効果的なプロモーション活動を加速させること。本会場以外のサテライト会場の検討も同時に進め、関係団体や企業と連携し、市民へ関心と期待を高める取り組みを強化すること。
11. GREEN × EXPO 2027 の開催を見据え、横浜市内の緑を次世代に継承してするための施策、横浜ならではの都市農業を守り地産地消や食育等の普及・啓発をしていくための施策、また身近な動植物の共生から生物多様性の大切さ、地球環境との共生を学ぶことができるような施策を行っていくこと。

12. GREEN X EXPO 2027 における周辺鉄道駅からの輸送については、周辺住民への理解促進を図るとともに、着実に工事を進めること。併せて緑区側の輸送計画においては、懸案事項について事業者と早期に調整を進め、現実的な輸送計画とハード整備を早期に進めること。
13. GREEN X EXPO 2027 は未来を担う子どもたちが環境について考えるよいきっかけとなるため、教育委員会をはじめ関係区局と連携し GREEN X EXPO 2027 を通した環境教育の仕掛けづくりを進めること。
14. GREEN X EXPO 2027 会場においてペット同伴にて入場ができる区画の整備を行ってイベント等を企画し、にぎわいを創出するとともに、「One health」の概念の啓発など動物と関連して自然との共生、地球環境を考えることができる機会をつくること。

みどり環境局

1. みどり税の使途については対象範囲の見直しや、暫定的な自治体独自課税としての役割とあり方の再点検を行うこと。
2. 都市農業の保全と振興のため、横浜ブランドの農畜産物の新たな構築を推進し、民間との提携を強化する等販売促進を強化し、安定した供給や流通への支援を拡充すること。
3. 気候変動、農業資材や燃料費の高騰により農業者の置かれている状況が厳しくなっている。現場の声に丁寧に耳を傾け、都市農業の継続に必要な支援策を検討、実施すること。また市内でも深刻化する農業の後継者・担い手不足を解消するため、農家以外の参入の推進、経営安定化支援、農家後継者の経営継承、経営分離等、自立に向けた支援を、一層進めるとともに、あらゆる手法を用いて農業に関心を持つ市民の農業参加や援農隊の拡大を引き続き図ること。
4. 自然に優しい持続可能な横浜型都市農業を目指すために、低農薬・低肥料栽培、無農薬有機肥料でのオーガニック栽培等、環境保全型農業の推進を引き続き行い、安心・安全な農作物を提供できる仕組みを構築すること。また横浜ならではの「農」を世界に発信するために、日本の在来品種、横浜の在来品種の栽培を引き続き推進すること。
5. 農福連携について関係各部局が協力し引き続き支援・強化すること。一部農協との連携で始まっている農福連携について検討会を設置し、より一層の推進を図ること。
6. 横浜市における畜産業において、飼料自給率の向上のため、廃棄物削減のために産業廃棄物となるおからや食品製造副産物、調理残差、農場残差などをエコフィード(eco-feed)として利用する仕組みをさらに拡充するよう県との連携を強化すること。また排泄物を肥料として再利用する取組を支援し、横浜における持続可能な循環型都市農業の構築に力を入れること。
7. あらゆる人々が地産地消に関する情報を気軽に共有できるよう様々な媒体を活用し、生産者と市民・企業を繋ぎ、マルシェや直売所の情報、農体験機会の発信や意欲的な生産者や市内農畜産物のアピールができるように引き続き支援を行うこと。
8. 地産地消・防災・教育・市民農園の紹介など都市農業の持つ多面的機能について、市内小学校における取組や援農隊等の活動事例の紹介を各種イベントを通じて、引き続き積極的に広報活動を行い、都市農業への理解を促進し、市民が参加する機会に繋げること。

9. 豊かな海づくりの取組で得られた知見などについて、スカイウォークでの展示等を参考によこはまティンバーワープにおいても展示を行い、引き続き市民に広く発信していくこと。
10. 市内全ての駅半径3kmや公共施設周辺を喫煙禁止地区に指定または時間帯を設けて喫煙禁止とし、受動喫煙を徹底的に防止すること。また、市が主導し「受動喫煙防止条例」の制定を検討すること。
11. 横浜市が指定する「美化推進重点区域」に一日の乗降者数5万人を超える鉄道駅（長津田駅、菊名駅、新杉田駅、青葉台駅、綱島駅、金沢八景駅、鴨居駅、保土ヶ谷駅、羽沢横浜国大駅、港南台駅）周辺を順次指定していくこと。
12. 外来種を含む野生生物の被害が市内各地で多く発生している。生活上の被害対策のガイドラインを市民に周知させ野生動物への餌やり行為を防止し、繁殖力を抑えるよう取り組むこと。特に河川や公園内の池、遊水池等に生息する外来種については定期的な生態調査を行い、市民へ周知、啓発活動を行い横浜市における固有の生態系の維持に引き続き努めること。
13. 水質汚染物質である有機フッ素化合物(PFAS)について、水道水源地のみではなく横浜市内の河川、地下水等において水質検査体制を繰り返し行い、汚染状況の把握及び汚染を未然に防ぐ体制を整えること。

資源循環局

1. 全市展開されたプラスチック製品の分別拡大について、実績及び課題を回収・処理事業者と共有し、課題解決に向けた取り組みを行い、必要な支援を行うこと。
2. 市内においてプラスチックごみの分別拡大が順次実施されるなかで外国人居住者を含め丁寧な広報と説明および理解を得られるように引き続き取り組むこと。また、今後プラスチックの分別処理費用の増加が懸念されることから、プラスチックごみを削減・発生させない新たなライフスタイルの定着に向けた広報と事業者への働きかけを積極的に行なっていくこと。
3. プラスチックの再商品化にあたっては、回収から再商品化までを可能とする大臣認定ルートの検討を行うとともに、新たなリサイクル技術支援を積極的に行っていくこと。また、プラスチック製品のリサイクル促進のため、金属やゴム等異素材と組み合わせられた製品は分解・分別しやすい構造の改良をメーカーに働きかけるなど、リサイクル優良製品の認定制度等の検討を進めること。
4. 公共事業および各局資材品の購入にあたってバージンプラスチックを制限する取組を引き続き推進すること。
5. CO₂の分離回収技術の早期実現と回収した CO₂の再商品化に向け、財政支援・技術連携を図るべく公民連携を一層進めていくこと。
6. 現在リースしているごみ収集車を順次購入に切り替え、購入車両の割合を増やすこと。あわせて、工場で発電した電気を使用できる FCV ごみ収集車や EV ごみ収集車の導入を加速させるとともに、地域対策車・狭路車の増強を図り街の美化対策を強化させること。
7. ふれあい収集や持ち出し収集そしていわゆるごみ屋敷対策について、命とくらしを守るという観点から福祉施策との連携をさらに強化すること。
8. 「ゴミと資源物の分け方・出し方」パンフレットなどの配布物、分別アプリ、LINE などを引き続き積極的に活用すること。併せて、適切なゴミの出し方を啓発する掲示物の予算を確保し、各収取場所に掲示すること。
9. 不要となった水銀添加廃製品及びアスベストについて、適正処理を行う必要があるため、引き続き集中的な回収・処理に努めること。また水俣条約や水銀、アスベスト対策について市民への啓発を行うこと。

10. 家電リサイクル法のリサイクル料金について、料金引き下げや前払い制導入を図りつつ対象品目の拡大について引き続き国への働きかけを行うとともに、既存の粗大ごみ回収システム等を参考に、安心して安全なリサイクルルートとして市が関与した申告制度を確立すること。また小売店や不用品回収業者の再生フローの監視体制等のガイドライン策定等について、関係機関に引き続き働きかけること。
11. 食品ロス削減とフードバンク・フードドライブ活動について引き続き横浜市が主体となり支援体制を構築し、広報・普及啓発に努めること。また食品産業が出す事業系の食品ロス削減に関してはその効果に対する「インセンティブ方式」等を採用し、企業努力によるメリット性を高める取り組みをさらに進めること。
12. ごみの不法投棄について、監視装置や警報装置の増設とともに、引き続き監視パトロールなど地域と連携した防止対策を強化すること。また、街中に不法投棄されているゴミを早期に撤去できる仕組みを作ること。
13. 共同住宅の建築にあたっては、10戸未満でもごみ集積場所を設置するように基準を見直すこと。近隣住民同士のトラブルを避けるため自治町内会等のごみ集積場所に関するルール等について事業者 zu 徹底するとともに、建築局と連携し情報の共有を図っていくこと。
14. 資源集団回収事業におけるドライバー不足、従業員の休日確保の困難さが続く中、「働く人たちにとっても持続可能」な資源回収事業にするべく、資源集団回収の頻度・日程の見直し、変更について柔軟に対応していくこと。また国際的な市場価格の悪化等様々な要因で回収が止まった場合は、市民生活に影響が出ることが無いように行政回収が行われるよう仕組みを整えること。
15. 今後想定を遥かに上回る災害が発生する可能性を踏まえ、民間企業等とも連携し災害がれきや廃棄物の受け入れなどの訓練を行い大規模災害への備えを引き続き進めること。
16. 災害発生時の迅速な対応に備えるため、廃棄物収集車、し尿収集車等、公用車の燃料を備蓄するための施設を方面別に設置すること。
17. 新たな喫煙禁止指定地区について、地域住民からの切実な要望を踏まえ、本市主導で「受動喫煙禁止条例」等の制定も視野に入れながら、関係各局と連携し積極的に拡大を推進するとともに、指定地区に於ける分煙を徹底するため、喫煙環境の整備も行うこと。また、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て等について、パトロールなどによる啓発を強化すること。
18. 公衆トイレを設置することができない場所、公衆トイレのバリアフリー化改修ができない場所などにおいて、民間事業者の店舗内のトイレを市民が利用できるようにする等の連携をさらに拡充して展開し、すべての市民がトイレの心配をすることなく外出することができるようにすること。

19. 特別管理産業廃棄物やアスベスト廃棄物を含めた有害廃棄物については、適正処理が図られるよう指導・監督を強化するとともに、GREENxEXPO 開催に向けた廃棄物対策の一環として、2027 年度までに「電子マニフェスト」の完全導入を目指すこと。

建築局

1. 狭あい道路拡幅整備事業の促進においては引き続き個々の建て替え等の機会を捉え着実に対応すること。あわせて、設備支障物件の除去や移設、電柱移設奨励金などの補助金の見直しを検討すること。
2. 旧耐震基準(昭和 56 年5月以前)で建築された木造住宅及びグレーゾーン(昭和 56 年～平成 12 年)の耐震化を加速させるための所有者に対する周知と働きかけを強化し、制度拡充と利用促進を図ること。
3. 空家及び特定空家等については、「横浜市空家等に係る適切な管理、設置等に関する条例」の趣旨にのっとり、関係部局が積極的かつ主体性をもって取り組みを実施する事。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に対応するよう、協定を結んだ専門家団体、民間企業 NPO 法人等と引き続き連携を強化し、空家に準じた助言・指導を進めていくこと。また、空家を未然に防ぐため市民向けの勉強会や専門家の派遣など、取組みを駆使し対策を講じること。
4. 空家活用のマッチング制度の最大の課題は空家所有者が貸し出しても良いと思える条件の拡充(賃料や貸主等)及び支援制度の拡充である。地域活性化や地域貢献、住宅確保要配慮者支援の視点も重要であるが貸主側の立場に立った支援制度と借主条件の拡充を図ること。
5. 郊外部の再生については、地域住民、企業、大学、NPO 等との連携によるエリアマネジメント等の公民連携の手法により、地域課題の解決につながる取組や、その持続可能な仕組みづくりを引き続き行い地域の活性化を促すよう取組むこと。
6. 土砂災害警戒区域内にある危険度の高い崖地については「崖地防災対策工事助成金制度」や「崖地減災対策工事助成金制度」の周知・利用を促し、民有地の所有者に対する働きかけを強化し、危険箇所の改善を図るよう、引き続き積極的に求めること。特に「即時避難指示対象区域」においては、その危険度にあわせて早急に改善を行うよう働きかけること。また、所有者に対し危険性の共有と理解を深める取り組みを強化するとともに、費用面での課題の解消に向け助成制度の拡充及び国に対する要望を行うこと。
7. 共同住宅の 10 戸建築にあたっては、ごみに関するトラブルが多く発生している。現在資源循環局と連携し事前に事業者に対し適切な指導および近隣住民同士のトラブルを避ける取り組みを展開している。引き続き連携の強化を図っていくとともに事業者に対する協力を建築局としても呼びかけること。
8. 市営住宅の建て替え及び長寿命化工事等は周辺の公共施設の複合化の推進やリノベーション等を積極的に進めること。

9. 市営住宅の建て替えに当たっては、車椅子利用者が生活出来る UD 賃貸住宅を増やす取組みを進めること。
10. 独居高齢・障がい者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるよう、セーフティーネット住宅の供給を強化するとともに見守り・安否確認機器の設置促進をはかること。

都市整備局

1. 地震時の延焼危険性が特に高いとされる「重点対策地域」を中心に「まちの不燃化推進事業」を推進することに併せ、安全な避難や緊急用車両等の通行を確保するため、狭あい道路拡幅整備事業補助金や建築物不燃化推進事業補助等について関係各所と協力して周知徹底に努め、確実な取り組みを進めること。
2. 「モビリティマネジメント」の推進にあたっては出前授業や講座積極的に進めるとともに地域交通の拡充や公共施設へのシェアサイクルポート化等ラストワンマイル政策を強化すること。あわせて「横浜ベイシティ交通マップ」の多言語化を進めること。
3. みなとみらい地区を中心とした大型商業集積地域から、都心臨海部周辺への回遊性と経済波及効果を高めるため、既存公共交通だけではなく、MICE 施設から繁華街へ向けた専用シャトルバスや、電動キックボード、水上交通なども含めた多様なモビリティの構築に向け、関係各所に積極的に働きかけ、整備を進めること。
4. 交通不便地または交通空白地域の解消に向けた地域交通の更なる充実にあたっては福祉施設やスーパーマーケットなどの送迎車両いわゆる「地域で眠っている輸送資源」を有効活用し、財政負担を抑制しながら交通不便地の解消をより効果的に進めること。合わせて地域交通への敬老パス導入にあたってはバス事業者への負担金との公平性も十分に検討すること。
5. 横浜駅からみなとみらいと山下公園を經由し、元町地区などの都心臨海部を、徒歩で移動しやすい歩行空間整備を行い、国土交通省が提唱しているウォーカブル推進都市の実現に向けて取り組むこと。合わせて山下公園内海沿いの水際線を活用した都心臨海部の魅力づくりや賑わい創出を進めること。
6. 水際線の賑わい創出に向けたコンセプトプランの策定にあたっては特に市庁舎前や山下公園、大通公園を中心に河川空間・歩行空間の一時及び恒久的な活用を含め積極的な活用を進めること。あわせて水上交通の拡充と水辺空間利用の取り組みを関係各局と連携し、着実に進めること。
7. 利用者の安心・安全を確保するため、鉄道駅舎可動式ホーム柵未設置駅 21 駅について早急に設置するよう協議と予算を確保すること。あわせて補助対象駅以外についても設置が拡大していくよう鉄道事業者と協力して進めること。
8. 横浜市高速鉄道4号線（グリーンライン）沿線の魅力ある街づくりを引き続き進めること。中山駅南口地区の市街地再開発事業では、事業計画の早期策定に向け、必要な措置を講ずること。東山田駅周辺地区においては、組合施工になる事が推察されるため、地元の合意形成を進めるよう引き続き支援強化を行うこと。

9. 横浜駅東口に隣接する新都市センタービル1階の路線バスターミナル B レーンへのエレベーター増設を検討し、高齢者や障がいのある方々、またベビーカー利用者への利便性向上を図ること。あわせて横浜駅東口を活用する貸切バスの駐車場所を確保しより安全で便利な駅前空間とすること。
10. 横浜駅東口のポルタ地下街入口付近には、エレベーターが1基しか設置されておらず、混雑が常態化している。なかでもベビーカーや車いす等を利用する市民に不便を強いているため、エレベーターを最低でも1基増設するよう引き続き関係各所・各機関に働きかけを行うこと。
11. 東急東横線跡地整備事業(横浜駅～桜木町間)の遊歩道整備にあたっては、歩きたくなる魅力ある歩行空間を実現させるとともに、歩行空間の活用について地域の特性を活かした検討を行うこと。
12. 再開発事業が行われている関内駅前整備についての都市計画が決定され今後新たな住宅や、商業施設、公共施設が建設される。都市の魅力の向上が期待され、経済的な活性化が期待できる。計画は十分に環境に配慮し、緑の保全や安全で快適な歩行者ネットワークの整備、災害に強い都市づくりを行い環境に優しいまちづくりを行い、地域全体の魅力を高める取り組みを行うこと。
13. 近年京浜臨海部内の事業所においては生産体制の見直しや製造技術の進展に伴って構造改革が進み企業内遊休地化が進んできている。一方で、中小企業を中心に設備の老朽更新等の課題も顕在化してきている。京浜臨海部再編整備マスタープランの「現状と課題」を認識・分析したうえで、戦略と計画の見直しを行うとともに積極果敢に京浜臨海部の再編成に関与し、新たな産業集積、イノベーション、まちづくりを現実のものとしていくこと。
14. 6大事業の一つである港北ニュータウン・タウンセンター地区においてはこれまで地区計画等で共同住宅など住宅の立地を規制してきた結果、現在では商業・福祉施設が飽和状態となり同エリアの高齢化率は深刻な状況です。若い世代をより一層受け入れていくため共同住宅が立地できるルール等に変えるなど、まちの方向性を改めて検討すること。あわせて都市計画マスタープラン(地域別構想(区プラン))において明確に方向性を示すこと。
15. 米軍施設返還跡地の再利用については、周辺住民や地域の要望・意見を聞きながら、早期に市民利用が可能となるよう鋭意取り組むこと。

16. かつての先人たちが成し遂げた六大事業。都心部・臨海部、郊外部のまちづくりや交通網の整備を紆余曲折ありながらも力強く進め、今の横浜を創り上げてきた。そこから半世紀が経ち、私たちは今、気候変動や人口減少、産業の空洞化、人々の価値観の変容、ライフスタイルの多様化、時代に即した規制の見直しなど大きな時代の転換期を迎えている。30 年、50 年先を見据え、将来にわたり横浜がさらに発展していくための羅針盤となる横浜の未来のまちづくりビジョンを示すこと。

道路局

1. 本市が定めた自転車活用推進計画に基づき、郊外部においては住民が生活しやすい自転車通行空間の整備を行い、都心臨海部においては観光施策としても、横浜を身近に感じてもらえる通行空間の整備を促進し、自転車と歩行者、自動車等全体の安全を図りながら、自転車を横浜らしい街づくりに生かす為の取り組みに勤めること。あわせて近年急拡大しているシェアサイクルのポートを全ての公共施設に設置すること。
2. 横浜市自転車等の放置に関する条例第3条に基づき自転車駐輪場の設置及び拡充を進めるとともに、駐輪場の利用料金については設置場所に応じた持続可能な運営となるよう利用料金及び体系の見直しを検討すること。あわせて適切な駐車方法の指導啓発を引き続き行い、自転車等放置禁止区域を効果的な運用に務めること。
3. 県警を含めた関係機関とよく情報を共有し、市内全域において自転車専用レーンの設置をさらに推進するなど安全確保策を徹底すること。また保育所や区役所、病院など子育て関連機関につながる道路・区域においては自転車走行可能な歩道の整備を含めこども青少年局などと連携して対策を講じること。
4. 人身事故の半数以上が交差点で発生するなど、事故を回避するため危険度の高い交差点における注意喚起やカラー化等の対策が、人命を守るため急務となっている。道路設計をする際にスピードが出ないようにパンプや狭さく等の対策に加え、主路線・従路線の明確化などハード・ソフト両面での対策を県警等と連携し、発生抑止に務めること。
5. 「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」の目標の達成へ向けて交通安全教室の継続やETC 2.0で収集したビックデータ等を活用しハードソフトの両面で子どもの通学路交通安全対策事業に取り組むこと。
6. 無電柱化については、防災力の向上の観点から、災害時の救援活動や応急復旧を速やかに展開できるよう、第1次緊急輸送路や災害時に拠点として機能する区役所へのアクセス路等を重点的に計画に基づき整備を進めること。特に危険な箇所については優先的に電線地中化を進めること。また、緊急輸送路における占用制限について、道路法第37条及び占用許可基準に基づいて行い、新規電柱を増やさない取り組みを進めていくこと。
7. 多くの人々が安全かつ利用しやすい歩行空間の確保を基本に、歩行空間・道路のバリアフリー化に努めること。また防災上重要な緊急輸送路と併せて狭隘道路など想定され策定されている特定経路等には事業者との協議や国からの補助の要請を行いつつ早期に整備を行うこと。

8. 中心市街地における道路空間の有効利用は、社会資本を再活用し地域を活性化させる重要な施策の一つとなりえる。歩行者利便増進道路制度等の利用を積極的に進める上での全市的な整備計画を早急に策定すること。
9. 電動キックボードなどのニューモビリティと既存交通手段、歩行者との安全と利便性を両立するために、引き続きハードとソフトの両面で対策を講じること。

下水道河川局

1. 横浜市内は、国、県、市がそれぞれ管理する河川が混在している。多大な費用のかかる市内の河川を一体的に管理し適切に占用料が招集できるようにするなど、特別市をめざし権限と財源の一体化に向けて、引き続き、関係部局と連携を図り、国・県に対して働きかけを粘り強く行うこと。
2. 下水道管路マネジメントサイクルのさらなる強化のため、実証実験の結果を活かし、効率よくデータ収集を行いそのデータを有効に活用することで、より強固な管路マネジメントサイクルの実行に向けて引き続き取り組むこと。
3. 頻発化・激甚化する豪雨災害に備え、計画 28 河川において目標整備水準を時間降雨量約 60mm に引き上げ河川改修を行うこと。
4. 頻発化・激甚化する降雨に備え、排水基準に満たない地域や浸水被害の頻発する地域を重点に、雨水幹線や貯留施設の整備のため十分な予算を確保し、引き続き重点的に進めること。また、普及が進んでいない宅内雨水浸透ますについて、イベント時の啓発や様々な広報媒体の活用により、積極的な PR を行い、設置を促進すること。
5. 下水道浸水対策・河川改修に合わせて、遊水地・地下調節池・貯留池・分水路・開発調整池など総合的に点検管理をすすめ、河川の土砂の浚渫については、令和 7 年度で緊急対策工事は終わるものの今後も AI を活用して必要な個所の浚渫を随時行うこと。また、公共施設等での雨水貯留浸透施設の整備個所数を増やすこと。
6. 地震防災戦力に示された下水道の強靱化における下水道管の耐震化を令和 11 年目標値に遅れることがないようにすすめること。また、土木構造物の標準耐用年数を超過する水再生センターについては、長寿命化等が困難な重要な施設な施設であり、施設を解体し新たに作り直す「再構築」を進めること。
7. すべての工事において、事業者とともに安全管理を確実に行うこと。
8. マンホール蓋の型式判定・異常判定・劣化予測に関する実証実験の結果を活かし、点検業務への導入を行うこと。また道路破損通報システムにマンホール蓋の傷みやがたつきも通報できるように追加すること。あわせて、マンホール蓋の強度や内圧調整付きマンホール蓋への改善を図ること。
9. 災害時に有用な「マンホールトイレ」について、市内の公園、公共施設等への設置を推進するとともに、設置助成事業について予算の拡充を行い、市民に対しても設置場所、使用法等の啓発を行うこと。また、保守点検については、事業者との協定を踏まえ今後も確実な執行を行うこと。

10. 汚泥処理の過程で発生する消化ガスによる発電や、脱水汚泥からの有機物・無機物を活かし燃料化、焼却灰を建設資材等へのさらなる活用など、公民連携等により汚泥の有効活用についてより一層、研究・実証実験を進めていくこと。
11. 再生リン配合肥料の国産化に向け、B-DASH プロジェクトの実証実験を確実に
行い、再生リンの流通サイクルの確立と農業への活用のため関係各所と引き続き
連携し、県内や他都市への活用を検討すること。再生リン回収施設の拡充につい
ては、GREEN×EXPO2027 での PR や需要状況を確認しながら検討していくこと。
12. 下水道用地・調整池の利活用など安全性を考慮しつつ、地域で有効活用できる
よう積極的に整備すること。

水道局

1. 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組、気候変動への適応、地球温暖化対策の推進など、森林を取り巻く環境は大きく変化しているなか、道志水源林ではナラ枯れ被害が発生している。こうした環境変化に対応していくため「道志水源林プラン」において、今まで以上に多様な連携で森づくりの強化を図り、一層の市民の理解を深め、水源地保全のとりくみを引き続き進めること。
2. 西谷浄水場の再整備において、トラック等の車両や騒音・振動など近隣住民の生活を脅かさぬよう引き続き事業者と連携を図り地域住民への安全配慮を行い、これ以上の工期の遅れを発生させないようにすること。また令和7年に発生した川井浄水場から西谷浄水場へ向けたシールドマシンによる掘削の工事過程での死亡事故を検証し、二度と事故を起こさないよう完全管理を徹底すること。
3. 米軍基地周辺で有機フッ素化合物の水質汚染が発生や、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、引き続きチェック体制を強化すること。また、そのチェック結果については市民へ分かりやすく広報し、安心・安全な給水を徹底すること。さらに、他都市で進み始めた浄化実証実験を参考にし、市としても検討すること。
4. 送配水管や施設の更新・耐震化にあたって、水道の安定的な供給や大規模地震時などの災害対策の観点から着実に進めること。災害時に重要な役割を担う重要拠点施設へつながる管路においては特に優先的にすすめること。また上記更新や耐震化は、今後進める予定の大規模な施設再整備事業も含めて、市民生活の向上を第一に考えながら、常に長期的かつ複合的な視点でコストとベネフィットとのバランスを十分に図って進めていくこと。
5. 市民が集まる震災時避難場所などへ、応急給水するための災害時給水所・給水設備の整備は計画に従って着実かつ迅速に進めること。また、耐震給水栓が必要な防災拠点への整備を急ぐこと。あわせて、災害給水所や災害拠点病院等の応急給水施設や装置の適切な保守管理を民間事業者と協力して引き続き行っていくこと。
6. 能登半島地震の際の支援を振り返り、活動に必要な資機材の準備と給水車の運転ができる人員や緊急給水栓の操作ができる人員の確保が必要である。あわせて他都市や事業者との連携をより一層充実させること。
7. 横浜市水道事業で排出される温室効果ガスは、取水から浄水、送排水を行う過程で使用する電力に由来するものが大半を占めている。環境にやさしくエネルギー効率の良い水道システムの構築をはじめ、水道施設に太陽光発電の設置や小水力発電の整備など、2050年までの脱炭素化(Zero Carbon Yokohama)に向けて、環境にやさしい水道の取組をより一層力強くすすめること。

8. 成績優良事業者の育成および災害時協力協定締結事業者の意欲・意識の向上を図るため、インセンティブ発注を引き続き適正に行いつつ、対象事業者を増やしていくこと。
9. 横浜ウォーター(株)は、水道事業にかかるスキルやノウハウと、国内外の今日的な課題や支援ニーズを洗い出すとともに、民間の最新技術や知見を取り込む必要がある。そのためにも自治体出身者と経営マーケティングや営業にたけた民間企業出身者の人材を整えること。
10. 横浜水道の歴史を知り、理解を深めるための重要な施設である横浜水道記念会館は、学びの場として西谷浄水場内に改めて併設できるよう検討すること。
11. 水道料金について、令和 10 年度の赤字、累積資金不足が予想されている。水道事業の経営状況を適切な時期に情報発信し、市民の皆様の理解を深めること。また、工業用水道料金において、二部料金制と利用者の実使用水量が乖離していることから、料金制度のあり方について見直しを行うこと。
12. 公営事業である横浜の水道を維持しつつ、県内5水道事業体と密に連携し、市民にとっての最適な水道システムの構築および最適な施設整備にとりくみ、災害時も安定給水が可能となるよう事業を推進すること。適正な規模で事業の安定運営をめざし、省エネルギーや災害対策に配慮しながら安定した給水を確保すること。
13. 本市における水道技術・技能の着実な継承と更なる向上に向け、業務実態を精査したうえで、既存の技術・技能継承制度の有効活用を図るとともに、水道技術職員の採用を継続的かつ積極的に引き続き進めていくこと。水道技術職員の新卒採用 PR リーフレットや採用動画など HP に載せるだけではなく様々な SNS を活用するなど、若者が市の広報が見られるよう積極的アピールを図ること。
14. 定年年齢が段階的に 65 歳に引き上げとなることから、親の介護の問題を抱えている職員は職場の中心で働いているベテランの職員が多い。新卒においては、職場環境の変化や過重労働等による休職や離職も懸念されることから、職員のメンタルヘルス対策を充実させそれぞれのライフステージに合わせた職場をつくること。あわせて、男女共同参画の観点からも、男女が安心して育児・子育て、介護・介護等を行いながら働き続けられる労働条件の構築と職場環境改善、働き方の改善等について、引き続き強く進めていくこと。
15. 市民の安心・安全なライフラインである水を支えている横浜水道の魅力向上および雇用確保策として、魅力ある職場をつくと共に賃金アップを含む処遇改善を継続して取り組んでいくこと。なお、採用にあたっては、男女共同参画の観点からも男女問わず働きやすい環境整備を推進し女性職員の確保に努めるとともに、年齢制限の緩和や中途採用枠による採用、川崎市で行っているジョブリターン制度を行うこと。

16. 補修された道路においてその直後に水道管の工事が入り、補修したばかりの道路を掘り起こし水道管の工事終了後、再度道路の補修を行うなどの事例が一部見られる。水道管の工事と道路の工事の調整をする等、道路局と連携をより一層図り道路の二重工事を防ぐこと。

交通局

1. 市営バスネットワークは、各路線の利用状況・採算性等を確認しつつ、民間バス路線も含めて、全体を維持する路線形態を継続できるようにすること。
2. 大規模地震・風水害等の災害を想定し、緊急一時避難施設である地下鉄駅での備蓄品を整備や災害時のバリアフリー設備（車いすスペース、案内サインなど）の充実を図るとともに、安全に避難場所へ誘導できる体制を整えることまた、早期運行再開に向けた耐震補強や浸水対策を速やかに進めること。
3. 横浜市高速鉄道3号線のあざみ野-新百合ヶ丘延伸については、2030年度の延伸開業に向け、総合的・継続的な予算確保を行うとともに、延伸後の地域活性化に向けた施策を検討すること。
4. バス事業においては、現在実証運行中のEVバス・水素バスを段階的に通常路線へ投入するとともに、ディーゼル車を順次低燃費・低排出車両へ転換すること。地下鉄事業においては、回生ブレーキ電力の活用強化や車両の軽量化・省エネ化、駅施設の省エネ化を行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこと。
5. 駅のリニューアル工事を順次進めるにあたって、利用者のニーズにあわせたバリアフリー化を徹底したユニバーサルデザインの考え方を踏まえ安全で快適な空間をつくること。またリニューアルに伴い駅の広告スペースを見直し確保・拡充し、スペースの有効活用により一層努めること。
6. 聴覚・視覚障害者に対する情報保障確保のために、バス車内案内表示器と車内放送の内容を同期化させること。
7. バス車内、停留所における営業所案内や時刻表、乗車案内等を点検し破損の整備や、貼り替えなどを行うこと。また、表示に関しては劣化しやすい赤色表示をやめること。
8. 市営地下鉄内のトイレの老朽更新・改修、清掃活動の強化に伴う衛生管理を一層継続的に進め、快適かつ衛生的で防犯対策の整った駅施設となるよう計画に沿った取り組みをさらに力強く進めていくこと。
9. 新横浜駅周辺やみなとみらい地区でのイベント開催時は混雑や事故等を防止するために関係機関と連携を図り安全対策のみならず、利用者および対応する職員の安全確保を引き続き図ること。
10. 市内交通のインバウンド需要が増えている中、交通局においても観光関連部局と連携し、貸し切りバス事業の営業強化をより一層すすめること。また利用者のニーズを調査し市内バス・地下鉄車両のアナウンスにおいても中国語・韓国語を導入するなど観光客や外国籍居住者にも対応した取組を進めていくこと。

11. こども運賃・学生割引は「教育・子育て支援」と「公共交通の持続可能性」を両立させる施策であり、導入意義は大きい。他都市の事例研究や利用促進の効果測定実施の検討を進めること。
12. 市内交通の大きな柱として、市民生活を日夜懸命に支えている市営交通の雇用確保策として賃金アップや、勤務体系の柔軟化、福利厚生の実施などの処遇改善を継続して取り組んでいくこと。
13. 「市民の安全を守る仕事」「地域に誇れる職業」としての発信、特に若者にとって“誇りある職業”のイメージを強調するとともに、キャリアパスを明確化させ、長期的に働ける職場としての魅力を高めること。そのためにも、人材確保大作戦の拡充を行い不足人数に対し余裕をもった人員の確保に努めること。
14. バス運行では、安全支援技術（自動ブレーキ・死角検知システム）を導入し精神的負担を減らしたり、地下鉄保守では、センサー・ドローン・AI 診断を導入して熟練技術への依存度を下げたりと、技術の活用によって負担軽減を図る工夫を行うこと。
15. 男女ともに働きやすい環境を整えるため、介護・介助等を行いながら働き続けられる労働環境の構築と職場環境改善、働き方の改善等について引き続き強く進めていくこと。女性職員が増えるなか、トイレ・ロッカー・仮施設等の女性職員用施設の整備を力強くすすめていくこと。
16. 駅係員や乗務員などへのカスタマーハラスメントに対し、ポスターやデジタル案内板、監視カメラ等を活用した警戒・啓発運動を継続すること。カスタマーハラスメントによって、職員の働きやすい職場環境が脅かされぬよう対策を講じることなど、カスタマーハラスメントに対する対応の方向性や指針をつくり対策を講じること。またカスタマーハラスメントに関する相談窓口をつくるなどメンタルヘルス対策を充実させること。
17. 毎年猛暑の夏が続く状況から、中断している市営地下鉄駅の空調設備未整備駅の空調設備の新設整備再開していくこと。冷房化工事が行われていない駅については、冷房付き待合所設置など応急措置を含め迅速な対応を行うこと。
18. バスの安全で確実な運行を維持するため、警察当局の協力を得たり、駐車監視員制度を活用したりと取り締まりの強化を行うとともに、カラー舗装・路面表示や、車止めポールを設置など物理的な違反防止策を行い違法駐車対策の強化を図ること。
19. 横断歩道付近にあるバス停、急傾斜地にあるバス停、障害物や見通しの悪い箇所にあるバス停等、安全対策を講じる必要があるバス停については、引き続き乗降客および横断歩道等の歩行者の安全確保に努めること。

20. 輸送コスト削減に向け、再生燃料(軽油等)の活用を官民連携して実証実験を行うこと。あわせて、精製プラントの建設および車両実装に向け取り組みを進めること。

その他

- ・ GREEN×EXPO2027 の輸送計画について横浜市が主体となって事業者との連携を図れるようにすること。
- ・ 交通局が保有する未利用地については、「財政ビジョン」に基づき駐車場の暫定利用や売却、まちづくりの進展に合わせた活用をはかること。その際には「横浜市交通局資産活用ポータルサイト」を活用し積極的な情報発信を行い具体的な活用につなげていくこと。
- ・ 過去の重大事故を忘れることなく、職員や職場の安全意識を一層向上させ、未然防止に努めること。また、万が一、事故発生の際は丁寧な市民への説明を行い、再発防止に努めること。

選挙管理委員会事務局

1. 臨時期日前投票所の場所については、交通利便性の高い場所やショッピングセンター等における投票率の高さが顕著であることから、現在の場所に固執することなく、より交通利便性の高い施設を確保すること。また、1区に2～3ヶ所となっている現状を、原則1区3～4ヶ所に増やすなど、市民の投票機会の向上に引き続き取り組むこと。
2. 共通投票所の設置をできるだけ早期に実現するとともに、駅前や駅近くでの設置や、大規模商業施設での設置を行うこと。
3. 選挙への関心を高めていくため、選挙公報を選挙人が容易に入手することができるよう、公共施設や商業施設、コンビニ等の民間施設に設置配布できる仕組みの拡充を図ること。
4. 選挙公報の配布にあたっては区界や一部の地域など未配布がないよう確実に配布すること。
5. 本市では選挙管理委員会と教育委員会が協定を結び、主権者教育に取り組んでいるが、保護者も巻き込みながら、より充実した施策の実施とそれによる投票率の向上、地域や政治への参加意識の醸成に着実に取り組むこと。
6. 候補者も個人としてのプライバシーがあり、その権利を尊重する必要がある。住所等の個人情報がどのように使われるかを明確にし、透明性を持たせることが必要である。個人情報が不正に利用されないことがないよう、対策を講じること。
7. 令和7年8月の横浜市長選挙にて、読み取り分類機が試行導入された。正確性や確認作業の効率化が図られた。今後、読み取り分類機の全区導入を推進していくこと。

議会局

1. 議会の調査能力、政策形成能力を一層向上させ、二元代表制における横浜市会の機能向上と、市民ニーズへの確実な対応を実現させるために、職員の増員や、職員研修・視察の充実を引き続き図ること。
2. 議会の進行を妨げる、他の傍聴人に迷惑となる傍聴人に対しては、適正かつ厳重に退席などを命ずること。また、合わせて横浜市議会傍聴規則については、危険物等の持ち込みの禁止や傍聴人の退席処分などを検討し、改正を行うこと。
3. 傍聴者や議場の安全安心を守るために、議場へ危険物（刃物や爆発物、危険薬物など）の持ち込みが無いよう、セキュリティ対策を講じること。

区別予算要望・提言

鶴見区	1
神奈川区	3
西区	4
中区	6
南区	8
港南区	11
保土ヶ谷区	13
旭区	17
磯子区	19
金沢区	20
港北区	22
緑区	24
青葉区	26
都筑区	28
戸塚区	29
栄区	31
泉区	35
瀬谷区	37

鶴見区

1. 鶴見区域内の鶴見川岸は、ユニバーサルなまちづくりの観点からも、緑化や休憩ベンチ、手すり等を設置し誰もが遊歩道として利用しやすい機能整備を図り、親水性を高めるとともに、防災性の向上を図るよう国土交通省に積極的に働きかけること。
2. 末吉橋は、慢性的に渋滞をしており、早期解決を求められている。計画及び予算措置を前倒しして早期完成できるよう関係部署と積極的に調整を行うこと。
3. 臨港鶴見川橋は、商業施設の開店に伴い、歩行者や自転車の通行が増えていくが、車道幅、歩道幅ともに狭く、通行する上で安全面の課題がある。車・自転車・歩行者の安全を確保できるよう人道橋の設置も含め、都市計画道路事業として早急に対策の検討をすること。
4. JR鶴見駅東口ロータリーは、バス乗降者が車道を横断する際に自動車と交差し危険な状態で且つロータリーの渋滞の原因となっている。またJRと京急の乗り換え時の安全性や利便性向上も含め、JRと京急を結ぶ歩行者通行デッキや歩道橋の新設の早期実現に向けた検討をし、鶴見駅の交通結節点としての機能向上を進めること。
5. 生見尾踏切の在り方については、令和5年10月に実施した歩行者流動調査を踏まえて、地元住民の声を調査して進めること。
6. 隣接する市場小学校第二方面校と下末吉小学校は、児童数に大きな差がある状況である。児童がより多くの経験や体験ができるよう、第二方面校と下末吉小学校と広域連携し相互交流ができるよう検討すること。
7. 南武線矢向駅と尻手駅間については防災上や救急搬送といった観点より早期に高架化するよう関係機関及び川崎市と積極的に協議を進めるとともに、本市においても優先順位を上げて検討を進めること。
8. 鶴見花月園公園は、利用に関する市民の声に対して規制緩和等、柔軟に対応し、より多くの市民が利用しやすい公園にすること。
9. 大黒エリアは大黒ふ頭大型客船ターミナルの整備、スカイウォークの運用再開等、新たな活用の契機になっている。大黒海釣り公園を含めて、観光資源として最大限活用できるよう、海上交通のルートとして棧橋設置等、人が往来しやすい環境整備の検討を進めること。またスカイウォークの活用については、柔軟な運用を進め、公民連携による賑わいづくりの検討を積極的に行うこと。

10. 鶴見駅西口喫煙所は、上部を通行する学生等からたばこの煙が臭いとの声がある。パーテーションの工夫程度に止めず、場所を移動する等、抜本的な見直しを行うこと。
11. 中距離電車（相鉄・JR直通線）停車の早期実現に向け、関係部署に積極的に働きかけ調整を行うこと。また停車ホームの改良工事の着手に向け、早期に予算確保をすること。
12. 商店街のアーケードや商店街のポール、看板等が老朽化しており、看板落下等の事故が発生する危険性がある。自治体にはこうした現状を把握する仕組みが無く放置されている。自治体として、現状をどのように把握し管理するのかの検討を進めること。
13. 鶴見区は山坂や狭隘道路が多く、公共交通が行き届かない地域が多い。一人暮らし高齢者も増え、買い物難民となっている。地域交通の試験運用や、新たな生活の支えとなる移動販売等、鶴見区の地域事情を踏まえて、課題解決に向けた検討を積極的に進めること。
14. 国道駅は観光資源として着目されている。今の駅舎等の環境が悪化しないよう落書き防止対策や環境保存等について検討し、JRとも積極的に協議を行うこと。また鶴見線全体を鶴見区の魅力と捉え、活用する施策を進めること。
15. 鶴見区本町通り商店街は全域において駐車車両が多く、市営バスの運行の妨げとなっている。商店街用駐車場の増設、対面駐車を防止する方策、違法駐車をなくすための商店街や病院への呼びかけなど、市営バスがスムーズに運行できるような方策を検討すること。
16. 区政 100 周年に向けて、幅広く地域住民の意見を聞く仕組みをつくり、地域が主体となってシビックプライドを育む取り組みを鶴見区として積極的に支援すること。

神奈川区

1. 入江橋交差点付近においては、交通渋滞の緩和と近隣住民が国道を渡る際に横断歩道の設置がなく非常に危険である。またバリアフリー化にも未対応である子安通1丁目歩道橋の架け替えについては早期実現を図ること。
2. 横浜環状北線の生麦出入口から東神奈川方面へ向かう国道1号線子安台交差点は利用者が増加した上、右折専用の信号がないため国道を左折してから住宅街をUターンしなければならず住民も困惑している。引き続き検討状況を明らかにすること。
3. 環状北線馬場出入口の開通に伴い今後、電線の無電柱化は防災上重要な幹線道路の中からの新設・改築にあわせて事業を実施するとしている。大田神奈川線の内路交差点から入江方面の狭隘部分については緊急輸送路の指定は急務であることから、拡幅整備と無電柱化の具体的なスケジュールを明らかにすること。
4. 市営地下鉄三ツ沢下町駅の出入口4か所中エレベーターの設置がない2か所について、高齢者が長い階段で苦慮していることから、設置が可能な箇所はエレベーター・又はエスカレーターを設置できるようにすること。
5. 三ツ沢墓地にある旧墓地計画地（仮称）の空き地については数十年放置された土地であることや未だに墓地整備の方針が定まっていないなど方向性が示されていない。今後の活用について具体的な計画を示すこと。
6. 入江町交差点（内路方面より東神奈川方面に向かう）においては大口駅方面から入江橋に向かう車両の右折表示がなく連日渋滞を招いている。入江橋から来る車と衝突する危険性が極めて高く区内にある交差点箇所として非常に危険である為事故になってからでは遅いので早急に時差式信号機を設置すること。
7. 歩行者と自転車との接触事故が問題となる中で海外を含め他都市の事例などを参考に試験的に神奈川区内で歩道広い箇所などにおいて自転車と歩行者を線引きし自転車占有路の設置を引き続き検討すること。また幅員で線引きが難しい箇所は反町駅で対応して頂いたように路面表示で接触注意を促すこと。
8. 政府が在宅介護、身近な診療所での受診を促している状況を鑑みれば区役所において独自に訪問診療等を実施している診療所を調査し訪問診療所一覧マップ等を作成区民に情報提供を行うなど前向きに検討すること。
9. 区内公園周辺での路上喫煙について見回りを強化すること。

西区

1. みなとみらい地区のタワーマンション増加に伴い子育て世帯が急増しているため、西区役所内の「子育て世代包括支援センター」の相談員を増員し、休日対応窓口の設置を求めること。
2. 戸部・浅間町・高島地区など保育需要が高い地域において、認可保育所や認定こども園の新設を促進し、特に0～2歳児の受入枠を拡充すること。
3. 市立一本松小学校・稲荷台小学校など老朽化した校舎の耐震補強・トイレ洋式化を進め、子どもたちが安心して学べる環境を整備すること。
4. 浅間台・藤棚地区など高齢化率の高い地域において、自治会・民生委員と連携した ICT 活用の見守りシステム導入を支援すること。
5. みなとみらい地区の企業と連携し、就労継続支援 B 型事業所の商品販売拠点をクイーンズスクエア等に常設し、障害者の収入向上につなげること。
6. 浅間町・久保町エリアなど公共交通不便地域において、路線バスの減便を回避するとともに、横浜駅西口からの循環バス導入を検討すること。
7. 横浜駅西口・みなみ西口周辺にエレベーターや多機能トイレを増設し、車椅子やベビーカー利用者に配慮した通行空間を確保すること。
8. 西区内の避難所(西前小学校・軽井沢中学校等)に非常用電源・Wi-Fi・携帯充電設備を整備し、在宅避難者支援体制を整えること。
9. 浅間台や西戸部町の老朽アパート居住者向けに、市営住宅や家賃補助制度の拡充を進め、安心して住み続けられる環境を確保すること。
10. 藤棚・中央地区などのクリニックと連携し、高齢者・難病患者への在宅医療体制を強化するため、訪問看護ステーションへの助成を増額すること。
11. みなとみらいホールでの子ども向け音楽プログラムや、西地区センターでの市民合唱団活動への支援を拡充し、文化活動の裾野を広げること。
12. みなとみらい地区におけるゼロエネルギービル普及促進、西区役所・地区センターへの太陽光パネル設置を進めること。
13. 西区内スーパー(藤棚・浅間下周辺)と連携し、売れ残り食品を地域子ども食堂へ提供するスキームを市が支援すること。
14. 藤棚商店街・洪福寺松原商店街の空き店舗活用事業を支援し、地域通貨やキャッシュレス決済導入の補助を行うこと。

15. 横浜駅西口に中小企業・個人事業主向けの相談窓口を設置し、創業支援・デジタル化支援・資金繰り相談を一体的に行うこと。
16. 西区に多い専門学校・大学通学者向けに、横浜駅周辺でシェアハウスや市営住宅の空き室を活用した居住支援を検討すること。
17. 掃部山公園の遊具更新・防災機能強化を行うとともに、平沼橋周辺にポケットパークを新設し、地域の憩いの場を拡充すること。
18. みなとみらい 21 中央地区や横浜駅きた西口再開発事業において、市民参加型ワークショップを実施し、住民意見を反映させること。
19. 西区役所での予算説明会・意見交換会を定期開催し、オンラインでの市民意見募集制度を導入すること。

中区

1. 横浜市公園条例一部改正に伴い市内公園において喫煙が禁止になったが、大通り公園を含む多数の公園にて日常的に喫煙が繰り返されている。巡回の頻度を増やし、条例の周知を徹底させること。
2. 中区の繁華街における客引き行為については、神奈川県迷惑行為防止条例の一部改正に伴い施行直後は多少の効果が認められたが、時間がたつにつれ再び行われる状況となっている。特に福富町、野毛地区においては依然として泥酔者や観光客に対する客引きが堂々に行われている。県警と共に必要な措置を講じ、特に福富町地区においては週末の午後11時から午前5時まで、野毛地区においては週末の午後7時から午前0時までの時間帯に対する対策を行い、違法な客引きを根絶すること。また条例改定前の議論では、重複する必要はないので市独自の条例案は必要ないとの判断であったが、現状を鑑み今一度ゼロベースから問題解決に向けた議論を行うこと。
3. 中区から南区にかけての旧吉田新田地区及びその周辺においては外国人の集住が加速しており、地域との摩擦も表面化している。なか国際交流ラウンジにおいてはその様な地域にアウトリーチし、地域の抱える課題やニーズを把握しているが、現地現場主義の視点でみれば現在の場所ではなく集住が加速している地域に拠点を移し、日中帯だけではなく夜間も含めより開かれた施設にすることが肝要と考える。今一度ラウンジの機能と役割を整理し、外国人だけではなく日本人から外国人に対する問題の解決も含めた取り組みを行うこと。また外国人に選ばれる街横浜を目指すというが、現在の人手不足に対する単純労働者に選ばれるのか、法務省が規定するような高度専門職に選ばれるのかでは政策が変わってくる。どの様な人材に選ばれたいのかをきちんと定義し、それに基づき計画を策定すること。
4. 中区内における公共交通圏域外の移動円滑化のため、横浜市みんなのおでかけ交通事業の推進と積極的な広報を行い、必要な交通サービス及び支援内容を提供すること。
5. 本牧大里町公道、本牧234においてはかねてより震災発生時において緊急車両の通行が出来なくなるのではないかと意見が出ており、また平時においても救急車等の通行が妨げられることがある。道路の拡幅を含め、問題解決に向けた取り組みを推進すること。

6. 関内街エリアにおける回遊性強化の取り組みを行い、臨港地区等から人流を増幅させること。特に積極的な回遊性向上に向けた周遊交通の実証実験を多数行うこと。また吉田町から野毛方面につながる横の回遊軸については、引き続き現状と課題の把握に努め、実行に向けた取り組みを行うこと。
7. 都市開発に伴い歴史的建造物を取り壊されることにより、横浜らしい景観が失われ、都市ブランド力が低下する。これを避けるため横浜市歴史的風致維持向上計画に基づき、現存する歴史的建造物の保全及び利活用を地権者と共に早急に進めること。また重点地区外となる防火帯建築についても、保存及び利活用について計画の策定を行うこと。
8. 区内一部地域においては、居住外国人の著しい増加やマンションの林立により、民生委員活動に対する負荷が増大している。民生委員法によりその活動内容は定められてはいるが、市内一律ではなく、その区・地域に実情に寄り添った活動計画の策定や運営を行うこと。
9. 石川町駅前の中村川では新棧橋の建設が進んでおり、元町中華街駅前でも棧橋整備が予定されている。これらの整備を契機とし、官民連携して中村川、堀川、大岡川といった河川や周辺の公共施設を有効活用し、水上交通の活性化等に取り組むこと。またこれと併せ河川自体の魅力を向上させることで、人流を増やし周辺地域の活性化を推進すること。
10. 区制100周年を迎えるにあたり次の50年や100年を考え、次世代に対してどのような中区を渡していくのか、これを考え実行するのは現役世代の責務と考える。引き続き横浜の中心市街地であるための地域活性化を行い、環境負荷の少ない未来のためにGREEN×EXPO 2027等と連携した脱酸素社会の実現を目指し、その時代を生きることになる子供や若者が主体的に参加できる取り組み等を推進すること。そしてこれらを着実に進めるため、周年事業の広報や運営に必要な経費について区局に対し予算上の支援を行うこと。
11. マリナード地下街を含めた区内路上生活者に対しては、第5期横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画に基づき、人権に配慮した自立の支援を行うことが求められる。しかしながら公共空間の占有においては不平等があってはならないため、引き続き粘り強い声掛けを行うとともに、中長期ビジョンの策定を進め施策のさらなる推進を図ること。

南区

1. 区内では、特に高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法が後を絶たない。屋根修理の詐欺など詐欺の種類も増えている。警察署をはじめ関係機関と引き続き連携し、被害の多発している地域にいち早く情報を提供するなど、様々な種類の詐欺から市民を守るため撲滅に向けた対策を強化すること。
2. 大岡川プロムナードの桜並木は、国内外から多くの方が花見に訪れる市内でも有数の観光スポットである。昨今、桜の木の衰退化が進んでおり、倒木などの安全面に配慮しつつ、景観面においても継続的な維持管理を引き続き努めること。また、衰退化等を理由とした伐採の際は、周辺住民や自治会・町内会への周知を行うこと。
3. ブルーライン吉野町駅に冷房付待合所を設置すること。
4. 南区には弘明寺商店街、横浜橋通商店街等をはじめ数多くの商店街があるが、地域の更なる魅力づくりのため、活動団体等のネットワークのづくりや民間企業、商店街との連携を強化すること。また、空き家・空き店舗を活用した店舗の誘致等に公民連携し取り組むこと。
5. 南区は人口密度の高さから区民1人当たりの公園面積が18区中最も狭い。公園が不足する地域においては、適切な公園等の整備を進めていくこと。また、近年ドックランなど公園を活用したニーズも高まっていることから、ドックランができる公園など幅広いニーズに対応できる公園の利活用を進めていくこと。
6. 蒔田中学校は横浜市内にある唯一の夜間学級である。今年から夜間学級の見学の実施されることから、広く多くの方々に知ってもらうための周知や広報を行うこと。実施方法については、生徒のプライバシーにも十分配慮しながら実施すること。また、入級者が増えた場合に現場が生徒を支えきれない状況にならないよう、追加で教職員を配置するなど、受け皿を拡充すること。
7. 中区では多文化共生と防災の二つの観点から、在住外国人や地域の日本人向けにセミナーが行われた。南区も在住外国人の方が多いことから、防災や防犯など外国人も日本人と同じ共通のテーマがセミナーを実施し、多文化共生を育むセミナーや外国人の方が地域とむすびつきを深め、地域の担い手になるような取組を支援していくこと。

8. 「みなみ桜まつり」、「南区文化祭」、「いきいきふれあい南なんデー」など区民の皆様が参加するイベントの情報発信だけでなく、地域が自主的に開催するお祭りやイベント等の情報発信についても、地域の皆様の広報ニーズも見極めながら発信手段を検討していくこと。磯子区では連合町内会と連携し地域の夏祭り一覧など、地域の方が楽しめるイベント一覧を作成していることから南区においても検討していくこと。
9. 地域公共交通を増やす取組として「おおたループバス」や「おでかけ号」など、みんなのおでかけ交通事業が地域に根付き、利用者が増えるよう周知啓発を後押しすること。現状は、発着所の標識などがわかりにくいことや支払い方法が現金のみとなっていることがあり、発着所の標識をわかりやすくすること、電子決済なども導入し多くの方に利用いただけるよう努めること。
10. 井土ヶ谷駅前にある水道局旧南営業所用地の借受事業者の募集など、井土ヶ谷駅周辺のまちづくりが進んでいくことを受けて、事業者などと連携しタクシー乗り場を井土ヶ谷駅周辺に整備すること。
11. さわやかトイレをはじめとする公衆トイレの在り方について、改修・改築・撤去等を含めた地域のニーズを把握し早急に取り組むこと。南区内にあるさわやかトイレの在り方について地域のニーズを把握し、改修・改築・撤去に取り組むこと。特に井土ヶ谷駅前のさわやかトイレはとても古く、男女共有であることから、景観や衛生面も含め早急に取り組むこと。
12. まちの不燃化推進事業の一環として防災活動広場が南区八幡町に整備されたが、防災活動広場が有効に機能するよう地域の方々に存在や目的を知っていただくよう引き続き周知すること。また、平時の時は地域の方々が幅広い利用目的で利用できる空間をつくること。
13. 大通り公園5区～8区の再整備にあたっては、地域の特性と地域の意見も踏まえ実施すること。また大通り公園の玄関口である1区～4区側だけが賑わいの場にならないよう一体となった再整備を行い5区～8区まで歩きたい公園の整備を行うこと。
14. 横浜白山幼稚園の前のがけ地について、所有者に連絡し早急にながけ地への対応を促すとともに、土砂崩れの恐れや木が倒壊する恐れがあるため、土砂が流れないように柵を張るなど近隣住民と連携し応急措置を行うこと。
15. 大岡にある若宮階段は通学路として使用していたことから、階段の補修が終わり次第速やかに大岡小学校スクールゾーン対策協議会や地域の意見も踏まえ通学路として再度使用できるか検討すること。

16. 大岡川・中村川のクルージングなどは、定期的なイベントとして行われており賑わいが生まれている。蒔田公園を発着とした、大岡川～みなとみらい・中村川～元町を結ぶ水上交通の発展に取り組むこと。新田開発の歴史を伝える日枝神社、下まち情緒が感じられる横浜橋通商店街、大衆演劇の芝居小屋である三吉演芸場など各地に点在する魅力的なスポットを水上交通で結び、より一層のにぎわいづくりや地域の活性化を図ること。

港南区

1. 港南台駅周辺は高齢化が進み、商業施設の閉店が相次いでおり、地域のにぎわいが減少している。駅前広場のバリアフリー化、商店街の活性化、公共空間の再整備を推進し、地域住民が安心して交流できる拠点づくりを進めること。
2. 上大岡駅は区内最大の交通拠点でありながら、バスターミナルやタクシー乗降場の混雑が常態化している。交通動線の再設計、信号機の改良、バス発着場の増設を行い、円滑な交通環境を整備すること。
3. 区内の災害時避難所において、防災倉庫や仮設トイレなどより一層の拡充を進め、発電機や非常用水源の確保など避難拠点としての機能強化を図ること。
4. 野庭団地では空き家や空き店舗が目立ち、地域コミュニティの維持が課題である。市営住宅の建替え、空き店舗を活用した子育て支援施設や交流拠点の設置を進めること。
5. 日限山地域の生活道路では通学路における車両のスピード超過が問題となっている。ハンプの設置やゾーン 30 の導入などを進め、児童の安全確保に努めること。
6. 通勤・通学時間帯においてバスの本数不足が深刻であり、長時間待たされる住民が多く見られる。特に港南台駅から本郷台方面における増便を検討すること。
7. 豪雨時における浸水被害のリスクを想定し、河川の改修や遊水池の整備、ポンプ場の機能強化を図り、地域住民の生命・財産を守る対策を講じること。
8. 上永谷駅前の商店街は空き店舗の増加が課題である。地元事業者支援やリノベーション事業を推進し、商業と住民サービスの再生を行うこと。
9. 横浜横須賀道路・港南台 IC 付近では朝夕の渋滞が慢性化している。交差点改良策など検討し、広域的な交通の円滑化を図ること。
10. 笹下エリアでは道路舗装や水道管の老朽化が進み、漏水や陥没の危険性が高まっている。計画的な更新を進め、生活基盤を安定的に維持すること。
11. 独居高齢者が増える地区では孤立死が懸念されている。地域包括支援センターと連携し、ICT を活用した見守りサービスや交流拠点整備を推進すること。
12. 新たな住宅開発により児童数が急増している地域では、学校の教室不足や学童保育の定員不足が顕在化している。校舎の増築、教員の増員、放課後児童クラブの拡充を行うこと。

13. 港南区は人口高齢化が著しい一方で、急性期病床や専門医療機関が不足している。医療機関の誘致、救急医療体制の強化を進めること。
14. 空き家が増加することで治安や景観の悪化が進んでいる。空き家バンク制度の導入や改修補助を活用し、住環境改善と若年世代の定住促進を図ること。
15. 公共交通が不便な地域において、コミュニティバス等移動手段確保の対策を検討すること。
16. 子育て世帯が多い地区では、保育所や一時預かり施設が不足している。地域偏在や保護者ニーズとのミスマッチを解消のための取組を検討するとともに、子育て広場や保育定員の拡充を進めること。
17. 市営墓地である日野公園墓地では駐車場不足やトイレの老朽化が課題である。利用者の利便性向上と環境整備を進めること。
18. 上大岡、港南台、上永谷駅周辺においては放置自転車が多く歩行者の安全を脅かしている。駐輪場の拡充と管理体制の強化を進めること。
19. 狭隘道路、坂道が多い上大岡地区では、高齢者や障害者の移動が困難である。安全に歩行できるように手すりの新設や歩道の段差解消のための検討を進めること。
20. 下永谷駅周辺の道路の拡幅については歩行者の安全確保のために引き続き地域との連携を図り、未整備箇所を整備すること。
21. 歩きたばこや吸い殻の散乱等の状況がなかなか改善されない状況にある上大岡駅周辺を喫煙禁止地区に指定すること。
22. 済生会横浜市南部病院の移転再整備に伴い、跡地利用に関しては地域住民の関心も高くなっている。区民の意見を聞きながら地域事情も勘案し、立地の優位性を活かした整備を検討すること。
23. 区内各所において夜間の暗がりによる安全不安が指摘されている。地域の意見を参考にしながら、防犯カメラの増設と老朽街灯の LED 化を進め、犯罪抑止と防犯意識の向上のための対策を講じること。
24. 港南ふれあい公園の多目的広場は、天候に左右され利用機会が制限されている。全天候型施設への改修と、区民文化祭や地域スポーツ大会への市補助金増額により、世代を超えた交流と地域の活力向上のための施策を講じること。
25. 地域住民の自治会町内会への加入促進と運営の担い手育成のためのサポート等、持続可能な自治会町内会への支援策を講じること。

保土ヶ谷区

1. 管理不全かつ所有者が特定できない空き家について行政代執行も視野に一步踏み込んだ対応を進めること。また、その対応状況等について当該自治会・町内会、周辺居住者と情報の共有を行うこと。
2. 民地の山林や死角スペースなどにごみの不法投棄が散見される。不法投棄防止夜間警報装置や監視カメラの設置について個人でも相談・助成が受けられる仕組みを検討すること。あわせて、民地に不法投棄されたごみ等の撤去も検討すること。
3. 10世帯以下の集合住宅または10戸以下の戸建て住宅が複数棟建築される際にも、敷地内にゴミ集積場所を設置するよう「ゴミ集積場所設置基準」の戸数見直しを行うこと。
4. 令和7年度予算に高齢者の見守り・安否確認を支援するため見守り機器の一部補助予算が計上された。区として積極的な広報と高齢化率の高いエリア等にトライアルするなど安心して住み続けられる支援を積極的に行うこと。
5. 地域で眠る輸送資源（民間事業者による各種送迎バス）の活用は費用対効果や持続可能性が高い取り組みであることから、都市整備局に対し区として積極的に働きかけを行うこと。
6. 買い物難民対策として近年広がりを見せている移動販売サービスのニーズ調査を自治会・町内会と連携・把握し、場所の拡充を図ること。あわせて生鮮食品にとどまらず日常品や医薬品などの移動販売についても区内展開できるよう事業者と検討・調整を進めること。
7. 車いす使用者が安心して乗降できるよう保土ヶ谷駅東口に福祉車両乗降場所を確保すること。あわせて介護タクシーや福祉有償運送車両、福祉車両においてはロータリー進入を許可するよう関係各所と協議すること。
8. 岩間町交番の建て替え・老朽更新を行う際（検討の際）には、保土ヶ谷橋交番の保土ヶ谷駅東口移設や地域ニーズ等を十分に考慮し、天王町駅周辺への移設を関係各所と協議すること。
9. 西谷駅および周辺は狭隘かつ傾斜等地形的課題によってバリアフリー化が遅れている。高齢者や障がい者などを含むすべての方々が利用しやすい駅となるよう西谷駅南口にエレベーターの設置もしくはエスカレーター上下線の整備を行うこと。あわせて南口の駅前開発について具体的な計画を早期に取り纏めるとともに長年懸案事項で川島町・くぬぎ台方面から西谷駅へアクセスするための地域交通の確立と西谷駅南口自転車駐車場を活用したロータリー化（バス・タクシー・福祉車両等）と路線化に向けた具体的な検討を行うこと。

10. 相鉄東急直通線開業を契機とした西谷駅前の開発が切望されている。西谷駅南北周辺のまちづくりにおいては、区民の声を反映した計画とすること。
11. 西谷駅北口交番前の歩道橋においては高齢化に伴って、16号線の乱横断が散見される。駅前の歩道橋の廃止及び横断歩道の新設を行うよう国や警察に要望すること。あわせて西谷駅周辺のまちづくりの検討において当該場所の改善を図る方策を検討すること。
12. 新桜ヶ丘地区において、「ETC2.0 ビックデータ」を活用し、車両の走行速度の抑制や交通安全対策（道路拡幅、歩道整備、信号設置、注意喚起表示、ハンプ設置、スムーズ横断歩道、狭さく等）の取り組みが実施され大きな効果を得ている。区内好事例を広報啓発するとともに他地区にも積極的に展開すること。
13. 年々期日前投票のニーズ及び投票率は高まってきている。保土ヶ谷区の期日前投票所は近接した場所に配置されていることから、西谷地区方面に臨時もしくは常設の期日前投票所を設置し、分散投票できるようにすること。
14. 環状2号線の落書防止対策として、防犯カメラの設置や落書がされにくい素材の活用、小中高等学校等の生徒によるアートなど具体策を早期に講じていくこと。
15. 個別避難計画の策定にあたっては、高齢者や障がい者等が確実に避難に繋がるよう中学校や高校（県立・私立含め）、民間事業所など地域資源を最大限活用し、避難場所の柔軟性を高めること。また、多子世帯への支援体制についてもあわせて検討すること。
16. 区独自取り組みとして、地域の特性に応じたハザードマップの作成やいっとき避難場所の管理及びマップ化の支援を強化すること。
17. イオン天王町店の建設に伴い新設された道路（交通局保土ヶ谷車庫側）と水道道のT字路においては、現在イオン警備員による交通整理や登下校時の見守りを行うことで歩行者の安全を何とか確保している状況である。地域要望も強い信号設置や注意喚起表示など必要な対策を講じること。合わせて、市営川辺町住宅前（水道道）に残された信号機のない横断歩道については、イオン天王町店の建設に伴い新設された道路（交通局保土ヶ谷車庫側）と水道道のT字路側に移設を行うこと。
18. 学習支援や不登校支援等を実施している地域学校協働本部に対する財政支援の拡充を図ること。あわせて不登校支援対策として仮想空間等を活用した学びの多様化について積極的に研究・導入すること。

19. 近年、IT 人材不足や国民の IT リテラシー不足が切実な課題となっており、加速し続ける IT 社会でプログラミング教育の必要性が高まっている。区内でもプログラミング教育が導入されている小学校もあり、論理的思考力や問題解決能力、創造力など非認知能力の育成にも寄与するとの声もある。導入事例校の先進的取り組みを各校へ水平展開し、民間とも連携しながら学びの公平性を確立すること。
20. 鶴ヶ峰天王町線蔵王神社前の交差点は変則かつ両群橋方面に向かう道路幅は狭い上に電柱等の突起物があり、歩行者との接触事故が危惧されている。鶴ヶ峰天王町線の車両停止線を両群橋方面に5メートル程度後退もしくは電柱の移設を行い、交差点の安全確保及び歩行者の安全確保を行うこと。
21. ミツ沢公園再整備の検討にあたっては、隣接する町内・自治会や関係団体等の意見を踏まえ、十分な情報の共有と合意形成を図っていくこと。
22. 区制 100 周年の機運醸成に向け、駅のホームや区内の各商業施設等、積極的に区の歌を活用すること。
23. 新井町公園脇(セブンイレブン横浜笹山団地前店脇の時間帯一方通行道路)の道路においては、時間帯一方通行にも関わらず逆走車両も多く交通安全上課題がある。時間帯規制を撤廃すること。あわせて、セブンイレブン横浜笹山団地前店側(新井町 109-1 付近)には電柱が突起しており通行支障が出ていることから電柱の移設を行うこと。
24. 霞台 50-35 付近にある木中電柱においては数十年経過また道路内敷設されていることから通行支障および倒壊の恐れがあり危険な状態にある。コンクリート電柱化および移設場所の確保について区として町内・自治会と協議すること。
25. 天王町駅北口(天王町第 179 号線)においては、車両通行規制がなく相互通行となっていることから車両の往来が多く歩行時の安全確保に課題がある。一方通行および時間帯通行規制含め実施すること。
26. 神奈川県立保土ヶ谷公園体育館においては空調設備がない。特に夏場においては熱中症リスクも高いことや災害時の避難所環境整備の観点から冷暖房設備を早期に設置すること。
27. 保土ヶ谷公会堂の和室においては座卓・座布団利用となっている。和座・座卓兼用テーブルに更新し、障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設とすること。

28. 今後高齢化は急速に加速する。食と医療は生きていく上で最も重要であることから、現在区内で実施されている食品移動販売のノウハウを活かし、医療分野(ドラッグストア等)の移動販売を展開すること。
29. 犬の散歩時に防犯パトロールを実施する市民参加型の取り組みが他区で展開され一定の効果が確認されている。保土ヶ谷区においても他区の好事例を参考に予算を確保し地域防犯力の強化を進めること。
30. 上菅田市民の森の施工にあたっては、懸案事項であった接道道路(道路幅が狭く車両のすれ違いが困難)の課題も含め解消するとともに、眺望場所や散策路等へ工夫を凝らすこと。あわせて周辺住民・自治会と十分情報の共有及び連携するとともに竣工後の維持管理体制についても早期に体制を構築すること。
31. 歩道の雑草生育抑制策として令和6年3月頃に施工(藤塚 IC 付近)した縁石と舗装の間をゴム等で埋める対策の効果を検証し、区内水平展開すること。また、雑草除草作業の負担軽減や予算軽減によって得られた効果で改善が必要とされる道路補修やスクールゾーンの安全対策等これまで以上に進めること。
32. 少子高齢化に伴い区内小学校においても統合または廃校の懸念がある。世田谷区(池尻中学校/HOME WORK VILLAGE)の取り組みを参考に新たな賑わいや企業集積、地域交流スペースや市民図書館など新たな発想と取り組みを検討すること。あわせて廃校を活用した公文書館についても検討すること。
33. 区役所建て替えにあたって、これまでの懸案事項(バスによるアクセスや駐車場・駐輪場の拡充、利用しやすい区役所、執務・会議スペースの確保、暮らしに関わる区の機能の集約、公会堂や図書館、スポーツセンター、文化施設の老朽化等)を総合的に勘案し、同時期に建て替えが必要となる市営川辺町住宅及び保土ヶ谷車庫のファシリティマネジメントについて財政局・建築局・交通局と協議を開始し素案を纏めること。

旭区

1. 鶴ヶ峰周辺の再開発については連続立体交差化事業と同時並行できるよう、まちづくりの手法について引き続き住民の意見をしっかりと聞き、検討を進めること。また都市計画道路の整備方針との整合性も踏まえて、区全体の改題として関係当局との連携のもと、まちづくりを積極的に進めること。10 年先を見据えた「街づくり」についての検討を進めること。
2. 国際園芸博覧会の開催を見据えた、機運醸成の具体的なイベントを、関係局と連携して旭区内で行うこと。また瀬谷駅を起点とした新たな公共交通については、将来的な跡地利用や検討状況を踏まえてしっかりと対応すること。
3. 希望ヶ丘駅前ロータリーは、朝タラッシュ時などに人・車・バスが交差し大変危険な状態が放置されている。今後検討される希望ヶ丘駅周辺まちづくりと併せて、周辺住民や相模鉄道等関係機関と連携し、具体的な対策を早期に実現すること。また民間の施設（例：希望ヶ丘チャレンジベース、ハートフルポートなど）との支援・連携を積極的に図ること。
4. 旭区内には所有者不明で十分な管理がされていない空き家・空き地が多く、犯罪の温床となる可能性があるなど住民の不安も多いので、特定空き家等への認定を推進し、関係局と連携して早急に改善を図ること。また各区における担当部署の増員と民間委託を活用し、関係局と連携して早急に改善を図ること。
5. 旭区は鉄道駅やバス停から遠い「交通不便地域」が最も多い区である。実効性のある様々な手法を用いて、交通不便地域の解消を図ること。また、ワゴン型のミニバスに加えて、オンデマンドの乗り合いタクシーなど、地域交通サポート事業に関する予算のさらなる拡充を図るとともに、他都市の事例を踏まえて、地域ニーズに対応した新たな手法の導入を検討し、行政が自ら提案するなど積極的に地域に関与すること。
6. 旭区内にある大規模団地（若葉台、左近山、ひかりが丘など）の再生事業について、若い世代が多く居住するような魅力を創出できるよう、抜本的戦略を立案し実行すること。
7. 旭区内の廃校となった学校（若葉台西中学校他）では、抜本的な再生計画が立てられず、放置された状態となっている。限られた公有土地の利活用について、専門家や近隣住民を交えて将来の地域活性化に寄与できるよう、効果の上がる計画を作成すること。
8. 東部方面、JR、東急線の直通化によって交通利便性が大きく向上した。これに合わせて、区外から移転（引越し）、流入が進むよう旭区の魅力発信、住みやすさの PR を行うこと。

9. 令和6年度に上位 100 手続(横浜市 1,900 万件の 90%)のデジタル化が始まる。これに合わせて、区役所の現場から業務の改革・改善を行う「ボトムアップ型」の提案・提言を行う現場チームを組織することを検討すること。まとめた内容をデジタル統括本部の窓口提案・提言し、業務の改革・改善に努めること。
10. 旭区総合庁舎は狭あい化、老朽化、分散化によって市民サービスの低下を招いている。執務スペースの面積増による区役所機能の向上を図るため、鶴ヶ峰駅前のまちづくり検討と併せてより利便性の高い場所への移転・建て替えも含めて検討を行うこと。また同じく老朽化が進み、駅から離れた旭区図書館についても、同時に検討すること。

磯子区

1. 20 年以上前より岡村 7 丁目 34 付近の道路拡幅工事が行われているが、工事がなかなか進まずに依然として道路幅が狭く、車と自転車や歩行者と接触事故が発生して危険個所となっている。付近にはスーパーマーケットや小・中学校があり、買い物の高齢者や通学の生徒も多いので非常に危険である。工事が全く進んでいない状況であるため、用地買収を含め、早急に道路幅拡張工事を進めること。
2. JR 磯子駅東口からつながる歩道橋の経年劣化が顕著であり、滑り止め金具の破損、踏板部分の浮き上がり、ひび割れなど、利用者が転倒したり災害などのリスクも高い。歩行時の振動も大きく、全体的な老朽化の懸念がある。踏板の浮き上がりを含む危険部分の早急な対策と、歩道橋全体の更新計画を進めること。
3. 根岸駅前の公衆トイレ前で喫煙される方が多いことから、根岸駅周囲に喫煙ブースの設置すること。また公衆トイレの汚れも目立つことから清掃をしっかり行うこと。
4. 地域の防災訓練の参加者の減少対策として、災害時の自助共助公助の取組の発信を強化し、地域の皆様が命を守る取組について考えるきっかけづくりを増やすこと。
5. 個人情報保護法施行以降、近隣同士のコミュニケーションが希薄になりがちであり、発災時等の対応が遅れてしまう懸念があることから、日頃から地域の方々との対面での交流により、信頼関係が醸成され、お互いの安心にもつながる地域の交流の機会を増やし、その取り組みを工夫すること。
6. 横浜市の臨海部に位置する磯子区は、特に津波防災対策を強化する必要がある。震災時、垂直避難に協力いただける施設を増やすとともに、浸水想定区域に生活する区民に対しての周知啓発にも注力すること。
7. 区内各地区において自治会、町内会の加入率の低下、主要な活動メンバーの高齢化が進んでいる。また民生委員のなり手不足も深刻である。地域を支える「共助」の核となる活動について、区民の声に寄り添い、区局連携して課題解決に努めること。

金沢区

1. 京急金沢文庫駅東口、富岡駅、能見台駅、六浦駅周辺の再開発整備について、早急な実施を目指し検討すること。
2. 金沢区内にある京急の5つの駅周辺の自転車駐輪場整備促進を含む放置自転車対策を引き続き強化すること。
3. 国道 357 号の横須賀延伸を早期に図るとともに、環状4号(原宿六浦線)及び国道 16 号の合流点である六浦交差点の改良工事实施による渋滞緩和を図ること。また泥亀釜利谷線、都市計画道路横浜逗子線の白山道付近と六浦駅周辺の整備促進を図ること。
4. 「富岡・並木舟だまり」の浚渫については、5年ごとという期間にこだわらず、地域住民からの声を受け必要に応じて浚渫を実施すること。
5. 野島湾・平潟湾・海の公園において、アオサやゴミの除去など海上清掃を強化し環境対策を実施するとともに、アマモなどの海草を育成し「海の森作り」を行うことでブルーカーボンに資する事業を推進すること。
6. 宮川、六浦川、侍従川等の河川においては地域住民、民間団体等と協力して清掃活動等を行い、環境対策を実施すること。
7. 米軍に接収されている池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域分の早期全面返還を強く推進するとともに、遊休地が多く存在する池子住宅地区についても、一段踏み込んだ返還要望を行うこと。また旧富岡倉庫地区については、地域の要望を踏まえ早急に跡地利用計画を策定し整備および促進を図ること。
8. 歴史的・文化的遺産である「野口記念館」および「旧伊藤博文別邸」の有効活用を図ること。また旧川合玉堂別邸（二松庵）については、消失した母屋の復元及び園庭緑地の保全と有効活用を図ること。
9. 国指定史跡である「朝夷奈切通し」について崖地対策を実施すること。
10. 地域子育て支援拠点を区内方面別に整備し、親子の居場所作りや子育て支援の充実を図ること。また養育者が気軽に行ける居場所として「親と子のつどい広場」の整備を図ること。更に放課後における児童の居場所作りの推進と「放課後児童クラブ」の充実・強化を図ること。
11. 市民等の交通利便性向上、外出促進を図るため、京急能見台駅から県立循環器呼吸器病センター～市大福浦病院～リネツ金沢を循環するバス路線新設を検討すること。

12. 並木・富岡・六浦・朝比奈等の交通不便地域においては、代替手段の検討も含め地域住民の足となる交通手段を確保し、利便性の向上を図ること。特に路線バスが廃止または大幅に減便された地域については早急に代替案を策定すること。
13. 金沢区民文化センターの整備に当たっては、金沢文化協会を始め各芸術団体と十分な連携・調整を図り、実施設計に着手すること。更に駐車場の整備については、十分な駐車台数確保を図ること。
14. 区内の総合公園等（富岡総合公園・野島公園等）の整備については区民の多様なニーズに応える施設として整備を図ること。また「第1期エリア」が開園した小柴自然公園については「第2期エリア」「第3期エリア」の整備促進を図ること。
15. 金沢シーサイドラインの各駅改札口のバリアフリー化を行うこと。また並木北駅と幸浦駅にエレベーターを設置し、高齢者や障がい者の利便性向上を図ること。
16. 歩行者が安全に通行出来るように、区内の踏切の安全対策を実施すること。特に横浜市大正門前の踏切については歩行者・自転車・自動車が安全に通行出来るように早急に安全対策を実施すること。
17. 通学路における子どもの交通事故ゼロに向け、ハード・ソフトの両面から金沢交通安全協会とも連携して交通安全対策を強化すること。
18. 緊急輸送路等にある重要橋梁の倒壊や甚大な被害を防止するため、橋梁・歩道橋の地震対策を早急に実施すること。また緊急輸送路等以外の道路の一般橋梁についても老朽化対策、地震対策を早急に行うこと。

港北区

1. 市内最多の保育園待機児童・保留児童を出し、入園希望者の多い港北区の保育所整備において、共働き家庭が多い地域事情もふまえ、引き続き、一時預かり保育、病児保育、障害児保育など区民のニーズに応える施設配置を進めること。
2. 東京丸子横浜線(綱島街道)の拡幅工事に向けて、測量、設計、関係機関との調整、用地取得等を促進すること。
3. 鶴見川周辺(綱島・大倉山)地域の回遊性の確保による地域交流の活性化のために橋梁工事もしくは人道橋工事に早期に着手すること。
4. 日吉駅周辺・綱島駅周辺を喫煙禁止地区に指定し、「民間公衆喫煙所設置等補助金」を使用し喫煙所を設置すること。
5. 区民にとって生活道路であり、ランニング、ウォーキングなど健康増進の一助となっている鶴見川・早渕川の河川敷歩道に安心して歩ける街灯の整備、階段のバリアフリー化、道路横断の際に安全に渡れる環境整備、そして公衆トイレの設置等を国土交通省、神奈川県警と連携の上、進めること。
6. 新横浜駅南部の街づくりについては、住民参加や情報公開を積極的に行い、都市機能と住環境のバランスのとれた街づくりを目指すこと。
7. 遅れている小机駅前広場の整備について、地権者との交渉を引き続き早期に進めること。
8. あらゆる災害を想定し、区民一人ひとりが「自分事」としてしっかりした行動がとれるように、周知や研修等の取組を進めること。
9. 災害時には拠点として機能する区役所へのアクセス路(緊急輸送路)である環状2号線(大豆戸～師岡～駒岡)の無電柱化を早急に進めること。
10. 日吉駅周辺や菊名駅周辺の駐輪場が早い時間から満車となることが多く、不足している。現状を把握し、改善策の検討を早期に進めること。
11. 箕輪小学校が大規模校となり、校舎を増設している。保護者や近隣地域の方々への十分な説明と、安全対策を徹底して行うこと。
12. 綱島街道沿いの新綱島駅前交差点が、イベント開催時などにおいて大変混雑し、人の溜まり場が少なく危険な状態となっているため、歩道が拡幅整備やデッキの整備を早急に整備すること。
13. 大倉山駅から太尾堤までの間(通称 大倉山エルム通り)は、人やバス・車両の往来は多いが公営掲示板1つもないため、設置を検討すること。

14. 港北区日吉5丁目稲荷神社付近の通路(階段)について、住民が安心して通行できるよう、途中から未設置となっている手すりの設置や、階段に飛び出している枝・樹木の剪定、落ち葉の清掃などの整備を所有者と共に進め、安全に通行できるようにすること。
15. 大倉山見晴らし公園について、当該公園は広大で自然環境に恵まれた貴重な公園であり、大きな可能性を有している。適切な維持管理や、ログハウス型の休憩・交流施設の設置、駐車場の整備(路上駐車対策)等、公園愛護会や自治会、地域の方々と検討し有効活用を図ること。

緑区

1. 中山駅南口の再開発事業は、緑区民にとって大変関心の高い事業である。本事業がスムーズに進むよう、再開発組合をサポートすること。また、準備組合の進捗に合わせ対応できるよう、令和8年度においても予算化を進めること。
2. 中山駅北口近辺には喫煙所がなく、時間帯によっては駅からの階段を下りたすぐのところで多くの人が喫煙していることがある。受動喫煙防止の観点及び吸い殻のポイ捨て防止の観点から、地域事業者、民間事業者等と協力し、愛煙家が安心して利用できる喫煙所を設置すること。
3. 鴨居駅前ロータリー内の混雑緩和について、バス事業者や関係者等と連携を取りながら抜本的な対策を検討すること。
4. JR鴨居駅南口のバスロータリーはバスによる轍や窪みができることが多く、バスの運行時の大きな揺れの原因となる。乗客の安全のためにJRが速やかに修理工事を行うよう取り決めを行い、抜本的な解決策を明示すること。
5. 鴨居駅南口前の道路混雑緩和のため、山下長津田線鴨居工区の早期完成に向けて引き続き取り組むこと。
6. 鴨居駅北側の道路について、豪雨時等に水たまりにならないよう、定期的に側溝の清掃を行うなど対策を講じること。
7. 鴨池大橋下の鴨居交差点には横断歩道が無い場所があるが、そこを無理に横断する人が見受けられ大変危険である。横断歩道を設置するか歩車分離型にして、交通混雑の緩和と歩行者の安全確保を図るよう交通管理者の見解を明示し、抜本的な対策を検討すること。
8. JR十日市場駅が「GREEN X EXPO2027」の電車での玄関口の一つと位置付けられているが、駅混雑時の対応、バスでの輸送の計画、周辺道路の混雑予測に対して区民が大きな不安感を持っている。博覧会協会、交通事業者等関係各所と区・関係各局が連携し実効性の見込まれる乗客の運送計画の策定に尽力し、逐次区民に分かりやすく提示し、引き続き区民の不安の解消と機運醸成を並行して行っていくこと。
9. 長津田駅北口のバスロータリーから田園都市線の線路側に向かって、通勤時間帯を中心に多くの人が道路を横断している。横断歩道の設置及び田園都市線の線路側に歩道を整備する等、歩行者の安全を確保するよう引き続き検討すること。

10. 区民の外出支援策として区内バス路線の維持を図るとともに、高齢者だけでなく妊娠中や子育て中の市民、障がい者等移動手段がなくてお困りの市民にも気軽に利用できるような「デマンド型乗り合いタクシー」、民間事業者所有の小型バスを活用した地域交通など市内各域で行っている実証実験を緑区に導入する、あるいは実績が確認できた手法を導入する等、地域の足となる交通手段を確保し、そして現在運行している地域交通が持続可能な事業となるように引き続き取り組むこと。
11. 市民が散策時等に立ち寄る街区公園にトイレが設置されているところが少なく、不便であると同時に、不衛生な行動が苦情として寄せられることがある。一方、震災等災害時には避難場所としての利用やトイレ利用などの必要性も考えられることから、区の震災対策施策の一環として、自治会や地域住民に対して設置に向けた検討を呼びかけ、場合によっては民間事業者等と協力して引き続き整備推進に取り組むこと。
12. 引き続き横浜市道「北八朔208」の拡幅整備を進めること。
13. 緑区内にはバス通り沿いであっても歩道が道路の両側になく、路側帯のみであるところが多くありスピードを出す車などに歩行者が危険を感じることもある。歩道の拡幅、整備を行うとともに、注意喚起のための表示等を設置し、歩行者の安全を確保すること。
14. 区内にある各大学と引き続き連携を深め、学生の学びや研究と区や市が抱える課題を繋げ、区民の生活や福祉の向上、次世代育成に役立つような場や機会づくりを行っていくこと。
15. 区内各地区において自治会、町内会の加入率の低下や主要な活動メンバーの高齢化が課題となっている。また民生委員のなり手不足も深刻である。地域を支える「共助」の核となるこれらの活動について、区民の声に寄り添い、区局連携して課題解決に努めること。
16. 霧が丘地区において地元住民とインドをルーツとするコミュニティとの間で文化や生活習慣の違いからくる様々な課題を長年抱えている状態にある。自治会町内会や NPO では解決し得ない現状を直視し、市として地元住民の暮らしを守りながら相互理解を深めるよう主体的に関わり、必要であれば予算化、人員配置をし「国際都市横浜」そして地元で暮らす市民と外国にルーツがある方が相互に快適に暮らせる横浜を実現すること。

青葉区

1. 青葉区でも地域の担い手不足が課題となっている。講座を受講してもらい、自立した活動につなげる支援が一定の成果を出してきていることは評価できる。一方で人口減少等により、そもそもの数の減少が減少するなか、従来の取り組みの蓄積、経験に基づき、地域の担い手のあり方・育成について、次の施策も検討し、講じていくこと。
2. 集中豪雨等、予測しかねる雨量を考慮した排水等対策が青葉区においても進められ改善されて来ているが、まだまだ局所的に水が道路にあふれるようなケースがある。青葉区での被害を抑えていくように、区役所と土木事務所と連携して課題を共有し、局予算も活用しながら対応を進めること。
3. 市営地下鉄3号線の延伸については、国や川崎市など関係機関との協議・調整を迅速に進め、早期に事業着手すること。また延伸の当該区である青葉区民、特に開発地域に近傍に居住する住民へは、適切に情報を発信し、不安なく事業が進行されるよう配慮し取り組むこと。
4. 青葉区でも活発に様々な地域活動の一環でゴミ拾いが行われているが、タバコのポイ捨てゴミの多さが課題。青葉区には喫煙禁止地区の指定がないが、受動喫煙対策をしっかりと講じていく視点からも、青葉区役所や交通事業者が率先して、駅前などの屋外に喫煙所を設置すること。また公園は全面禁煙になったが、公園に隣接する場所での喫煙が散見されている。子ども達の遊び場付近では、子どもの受動喫煙を防止する対策を講じること。
5. 子どもの交通安全確保については、スクールゾーン協議会、自治会・町内会、地域の保護者の要望に対し、警察署等と連携をはかり、早期対応、事故の未然防止を図るとともに、市民に寄り添った対応を行うこと。
6. 青葉区内公園愛護会活動に参加している市民の声を聞き、雑草や樹木の繁茂により視認性や公園利用者の安全性が守られない状況、豪雨時に公園内の水はけが悪く、利便性が低い状況等を把握し、早期対応につとめること。
7. 文化芸術団体やスポーツ団体が、青葉区内での活動場所を確保できるよう、学校や企業等と連携をはかり、活動の場の充実を図ること。
8. 青葉区初の新技術ペロブスカイト太陽電池の普及啓発を進めるためにも、青葉区内での実証実験を進めること。
9. 国道 246 号線下りと東名青葉インター出口の合流点のゴミのポイ捨てが多くみられる。ポイ捨ては事故等に繋がる危険があり、また清掃活動を行っている市民にとっても危険である。ポイ捨てが無くなるよう、様々な取り組みを実施すること。

10. 連節バス導入により、緑山61・62系統が通り、こどもの国駅バス停のベンチ設置を求める声、こどもの国駅を通るバスを増やして欲しい等、新たな市民ニーズが出てきている。また日体大バス停の市民利用の利便性の課題(大学の混雑時に利用が不便になる)が出てきている。バス事業者と連携をはかり、必要な支援を把握し、対応を行っていくこと。
11. 青葉スポーツセンターの運用や空調設備の課題について、利用者の声を丁寧に聞き、利用者のニーズを把握し、より快適で利便性の高い施設とすること。
12. 自治会・町内会等の地域イベントにおいて、地域の文化芸術団体や大学等の参加を求める声と、地域文化芸術団体や大学からは地域貢献をしたいという声がマッチングできるよう、区役所がハブになるような機能をもつこと。またそれら地域の方々や団体、学校等に区役所の機能を周知し、相談しやすい体制を整えること。
13. 青葉台駅周辺の新たなまちづくりにおいては、地域の声を丁寧に聞くとともに、タイムリーに情報を共有し、地域の方々が不安に感じたり、地域の声が反映されないことがないように、取組を進めて行くこと。

都筑区

1. 自転車通行専用帯に限らず、より安全で快適な区内の自転車ネットワークの構築に努めること。また関係機関も含め、区が行っている自転車利用者のマナーの向上、安全の確保のための取り組みを、常に検証し更なる有効な施策の実施に取り組むこと。
2. 地域交通に関する新たな各種支援制度について、今後、可能な限り客観的に成果の把握に努め、地域の実情に応じた地域交通の導入を図っていくこと。
3. この春、区民文化センターが開設された。それに合わせて、開設前に期待された同施設開設を契機とする賑わいの創出に向けて、人の出その他、開設前の予想と開設後の状況を比較しながら、賑わいの創出や交通動線の現況を踏まえた改善に努めること。当該地区周辺の渋滞対策は、特に重点を置いて行うこと。
4. 幹線道路や生活道路、街路灯、街路樹等の維持管理は、港北ニュータウン整備時の設計思想を踏まえ、持続可能な道路施設の維持管理が行えるよう、維持管理手法や予算の確保など検討していくことはもちろんだが、関係部局にも働きかけを強め、具体的な取り組みを進めること。
5. パスポートセンターが置かれている優位性を生かして、交流人口の増加や経済の活性化に、つなげる取り組みを行っていくこと。県市間の所管権限の問題は解決しなければならないが、「市内の住民に限る」規定の積極的な改定に向けた働きかけを行い、利用者拡大を実現していくこと。
6. 港北ニュータウンの街づくりの今後の方向性が、依然として不明である。港北ニュータウンの理念を踏まえた街づくり協議指針等の見直しや各協議基準の整理、制限内容の見直しをするならば、地域住民の意思の確認や合意は必須である。この点も踏まえて、現状の取り組み状況を見える化していくこと。
7. 地域と協力しながら、区内の街路灯、防犯灯の設置、保守管理状況を十分把握し、管理に不備がある個所は改善を図ること。加えて防犯の観点から設置増強に努めること。
8. 区内の居住者の平均年齢が若い一方で、地区によっては高齢化や独居化が進んでいる。人口動態予測や居住者流出入予測を精密に行い、これまで以上に今後必要とされる行政サービスを的確に分析、把握し、適切な行政サービスの提供を、最適化された職員配置や予算配分のもと、実施していくこと。また将来の行政ニーズ予測に基づく街づくり計画を作成していくこと。

戸塚区

1. 戸塚駅西口において送迎目的で駐停車する一般車については、第2バスセンターなど既存の乗降場を積極的に利用するよう促し、無秩序な一般車の駐停車を防ぐこと。
2. 戸塚区は横浜市平均より高齢化率が高い。高齢者が円滑に移動できるよう、公共交通網の整備および移動支援策を早急に講ずること。また区内各駅へのアクセス環境の改善を進めること。
3. 東戸塚駅の混雑対策については短期・中期・長期の計画を明確にし、利用者に分かりやすく情報発信を徹底すること。
4. 戸塚駅の混雑緩和については市営地下鉄への階段と JR 地下改札の人の動線が交錯し、接触事故の危険が高い。乗換のための人の動線の安全確保を早急に検討すること。
5. 戸塚駅・東戸塚駅両駅ともホームドア設置の計画を前倒しして早期に設置すること。
6. 元吉倉橋(人道橋)の利用状況について、通勤者・住民・小学生が混在して利用するため危険が生じている。エレベーターやスロープ設置を検討し、誰もが安全に利用できるようにすること。
7. 元吉倉橋(人道橋)橋下の道路横断が頻発しているため、横断歩道や信号機設置など平面移動の安全対策を講じること。
8. 柏尾町放課後児童クラブについては市有地と建物の暫定利用を継続できるよう努めること。
9. 吉田町周辺の交通安全対策について、アンダーパス交差点の渋滞を緩和すること。駒立橋交差点には信号機設置を検討し、照明照度を高め、歩行者を見やすくする安全対策を講じること。また、自動車の時速制限を現行 40 キロから 50 キロへと変更することを県警と協議すること。
10. 戸塚駅東口・西口のペDESTリアンデッキにおいて、衛生的な環境確保のためハト・ムクドリ等の鳥害対策をさらに強化すること。
11. 戸塚駅東口バス乗り場においては雨や日差しから利用者を守るため、上屋周辺に限らず、全体を覆う屋根を早急に設置すること。
12. 第2倉田川架道橋においては水溜まりや苔による転倒事故の危険が高い。排水改善と清掃を早期に行い、安全対策を徹底すること。
13. 戸塚駅・東戸塚駅の周辺において、早期に無電柱化を実現すること。

14. 戸塚駅バスセンター入口交差点の横断時間をさらに改善し、カウントダウン式信号や高齢者配慮型信号の導入を検討すること。
15. 西口周辺の社会実験結果を踏まえ、区役所下の一般車乗降場の利用促進と第2バスセンターの改善を進め、送迎バスの安全な乗降場所を確保すること。
16. 戸塚駅西口入口信号付近の横断歩道について、信号機設置や横断歩道移設を含め、危険横断や接触事故防止のため安全優先の改善を行うこと。
17. 戸塚区役所前交差点に音響式信号を設置し、視覚障害者が安全に横断できるようにすること。
18. 箱根駅伝の走行ルートについて、旧1号線ルートへの復帰を粘り強く関東学生陸上競技連盟に働きかけること。併せて、ルート変更の経緯や歴史を区民に分かりやすく発信すること。
19. 民地から張り出した草木については、所有者責任であることを踏まえつつ、道路上に伸びて危険が生じる場合には市が速やかに対応すること。地域住民の声を十分に聞き取り、必要な伐採・除去を徹底すること。
20. 電話やインターネットによるいわゆる特殊詐欺が横行している。警察と緊密に連携し、あらゆる媒体で区民に周知徹底を図り、被害を未然に防止するための具体策を速やかに実施すること。

栄区

1. 本市が設置している防災無線（防災スピーカー）は、緊急地震速報や津波警報、国民保護情報等の国からの防災に関する緊急情報等を発報するための設備であると認識している。緊急情報以外の情報については現在利用していないが、行方不明者に関する情報や特殊詐欺に関する注意喚起、犯罪が発生した場合に早急に市民に知らせる必要がある場合など、市民に有用な情報については放送するよう運営を改めること。
2. 横浜環状南線については、環境に配慮した上で早期開通に向けて国等に働きかけること。
3. 横浜市道環状4号線相武隧道（朝比奈トンネル）の整備拡充及び安全管理の徹底を図ること。具体的な改善要望事項は下記の通り、
 - ① 大地震発生等による隧道内壁の崩落を防止するために定期的に安全点検を実施すること。補修箇所が生じた場合には直ちに措置すること。その結果は速やかに市民に広報すること。
 - ② 喫緊の対策として隧道を通行する歩行者、自転車利用者の交通安全を確保するために歩道を拡幅するとともに車道にガードレール又は防護柵を設置すること。（状況によっては上下線の片側だけでも良い）
 - ③ 歩行者、自転車・バイク利用者の健康被害対策として隧道内に充満している車両の排気ガス量を測定すること。測定値が健康被害を生じさせるおそれがある場合は速やかにその対策を講じること。
 - ④ 将来的には、都市計画道路上郷公田線の延長に位置する神戸橋から総武隧道間の片側2車線化の措置を講じること。
4. 避難行動要支援者を対象に、災害時の避難に備えて、「どの経路でどこに避難するか」「誰が避難を支援するか（避難支援者を誰にするか）」「どのような配慮が必要になるか」をあらかじめ決めておく個別避難計画の作成を進めること。
5. 本郷台駅周辺の再整備に際しては、地元自治会、住民、事業者など様々なステークホルダーの意見をよく取り入れ、周辺の公共施設の再編など、まちづくりの観点も踏まえて、市営住宅の再生を図ると共に、新たな視点も取り入れ、駅前にふさわしい賑わいも創出すること。

6. 本郷台駅前駅公衆トイレの改修について、ＪＲ本郷台駅前広場は災害時の一時的緊急避難場所としての機能も有している。その意味においても改修整備が必要である。便器、手洗い場（洗面所）の設備が古く悪臭が常に漂っている。悪臭問題を根本的に解決するためにネーミングライツ制度を活用せずに全面改修することを要望する。また、改修工事期間中は現状のトイレ付近に簡易トイレを設置すること。
7. 道路拡幅や交差点改良、左折レーンの設置（本郷台側）や右折レーンの延長（朝比奈側）などにより「神奈中車庫前」交差点の渋滞解消を図ること。
8. 県道 402 号線から県道 23 号線（環状 4 号線）への合流箇所は笠間大橋西詰にあり、合流先の環状 4 号線は交通量が非常に多く、合流元から合流地点に至るまでは上り坂で、坂を登り終えるまで合流先の状況確認ができず、合流地点に着いたとしても見通しが悪いいため、合流地点に接近する自動車の視認が困難である。一方で、同所には信号が設置されていないため、合流に際しては、急発進等の無理な運転を余儀なくされている。そこで、同所に信号を設置し、環状 4 号線の自動車が停止していることが保証された状態で県道 402 号線からの自動車が進入すれば、同所での合流が飛躍的に安全になると考える。近い将来、横浜環状南線の栄インターが完成することも考慮し、同所から合流する自動車はいっそう増加が予想されるため、信号の設置すること。
9. 横浜市立桂台小学校正門前の桂台小学校交差点はイトーヨーカドー桂台店方面から桂台通りへ右折する自動車により、しばしば渋滞が発生している。そのため同交差点の富士見通りの公田方面からイトーヨーカドー桂台店方面への車道の信号が「赤」、その逆方向の信号を「青」とする時差式信号とし、前述の渋滞の原因となる左折自動車の進行を円滑にすることにより、同交差点の渋滞を解決すること。
10. 令和 3 年度から開始した空家活用のマッチング制度などの空家活用を総合的支援について、効果測定を行いより効果的な空家活用に対する支援を検討すること。「問題対処型空き家対策」から「事前予防型空き家対策」への転換を図り、自治会、学生など民間団体とも連携し、より効果的な空家活用の方法を実施すること。また、近年栄区内で増加する空家を、特に若年層向けの賃貸住宅あるいは販売住宅として利用する制度を作り、地域活性化、地域若返りの一助とすること。

（現在、横浜市が実施している『空家活用のマッチング制度』は、地域活動を行うための団体等に向けた空家活用の募集が行われているが、これを

居住希望者に対しても行うこと。住宅の賃貸仲介には宅地建物取引業免許が必要となるため、仲介業務そのものは業者に委託することになると考える。更に、この制度による空家提供者や栄区転入者に補助金による支援をすれば制度利用の促進につながり、区内全域にこの制度を適用することが難しい場合は、たとえば、空家率が増加している地域やバス路線が開設されている地域に限定するなど、一定の要件を付すことも考えられる。これにより、市内でも一、二の高齢化率となっている栄区に、勤労世代の割合を増やすことができれば、交通需要、購入需要が惹起され、地域の活性化にも繋がると考える。)

- 1 1. アライグマ・ハクビシン・タイワンリスについて、市で捕獲等の対策を行っていることは承知しているが、アライグマ、タイワンリスについては、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うための防除実施計画を作成し実行することで被害を抑制すること。また、生活上の被害対策のガイドラインを周知させ野生動物への餌やり、繁殖力を抑えるよう取り組むこと。
- 1 2. 「栄区まちづくり方針」（改訂版）の「都市交通の方針」において、「高齢者などの移動を容易にする日常的な交通手段を確保する必要がある地区について、地域の特性や交通ニーズに応じたバス路線や、乗り合いタクシー・小型バス・自動運転技術など生活に密着した交通手段の導入可能性の検討等、交通利便性の向上に向けて交通事業者等と共に取り組みます。」としていることは承知しているが、コロナ禍を経てバスの減便が多くなっておりバスを利用していた住民は困っている。生活に密着した交通手段の導入可能性の検討を早急に行い、交通利便性の向上に向けて交通事業者と早急に取り組むこと。特に、一昨年大船駅行の路線が廃止され、戸塚駅行路線しかない飯島団地や公田団地、湘南ハイツや桂台、犬山町、上之町など、バスで移動する高齢者が多いエリアについて、市営バスの巡回バスを作るなど本数を増やすよう努めること。
- 1 3. 国に脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進を要望しているのは承知しているが、様々なチャンネルを通じて、国や事業者へ設置の要望をより積極的に働きかけること。
- 1 4. 神奈川県内で唯一の製鉄遺跡である上郷深田遺跡や猿田遺跡については、後世に残せるようしっかりと調査をし、公開または保管を行うこと。また、遺跡の一部を見学出来るよう整備するなどし、栄区の名所となるよう働きかけをすること。また、検討状況については広く市民に周知すること。

15. 2021年に大船駅周辺は「美化推進重点地区」に指定され、区役所や地域住民が定期的な清掃や歩きたばこ防止パトロール等の啓発活動いるものの効果が薄い。大船駅周辺を喫煙禁止地区に指定することにより「きれいなまちづくり」の促進を図ること。また、本郷台駅、大船駅付近に喫煙所を設置すること。
- ① JR 東日本と連絡調整を図りながら受動喫煙防止に配慮した喫煙所を両駅付近に設置すること。
 - ② 喫煙所の設置によって本郷台駅付近の樹木下ベンチ及びニューデイズ脇の喫煙を防止できる。
 - ③ 同様に大船駅笠間口広場（階段脇）で常態化している喫煙を防止できる。（鎌倉市は大船駅付近（鎌倉市域）に喫煙所を2か所設置している。）
16. 瀬上沢一帯の緑豊かな自然を次世代に残すべく、地域の意見等を踏まえて、栄区と連携して検討していることは承知しているが、早急に結論を出し緑豊かな自然を残す事業を実施すること。
17. 東急が開発を断念した上郷猿田地区について、今後の土地利用等地権者との協議を行い、当面は樹林地の整備を行うなど、自然保護に努めること。
18. いたち川は日本の河川改修史に名を残すきわめて重要な川であり、良好な環境の維持向上に引き続き努めること。そのいたち川の新橋上流付近（左岸側（下流に向かって）35° 21' 46.8"N 139° 32' 30.9"E）において、護岸擁壁の根本から不自然に赤茶けた物質が流れ出ているように思える。歩道から距離があり、どのような物質形状などが確認できていないが、調査し根本原因を取り除き良好ないたち川的环境を守ること。
19. 旧労働省大船住宅前の歩道は狭く通行が困難である。市の用地取得が正式に決定した後に、残りの土地は一般競争入札によって売却される予定である。その購入者が宿舎を解体するまでは工事が行えないため、歩道拡幅の時期も未だ決まっていない状況であるが、市民の利便性、防災上の視点から、塀をセットバックするなど、早急に何らかの策を講じること。
20. 市民が産後ケア事業を利用しやすいように利用料減免の支援を行うこと。

泉区

1. 深谷通信所跡地については、用地取得やその他調整を同時に進め、本格工事開始予定時期を遅らせることないよう進めること。また都市計画決定に向けて各局間でのマネジメントを一層強化し着実に進めるとともに、丁寧な地域説明会を実施し、地域住民に今後の見通しが持てるように示すこと。
2. 深谷通信隊跡地整備事業を進めるとともに、かまくらみちと環状3号線、4号線との接続道路の整備は、交通渋滞緩和、安全確保の上で欠かせない。連絡道路の整備計画を合わせて示すこと。
3. いちよう小学校跡地利用に向けて、県に道路等の調整を急ぐように申し入れる一方、住民の意見募集を行い跡地利用案をまとめること。またいちよう保育園跡地については、市有地であることから地域の利用要望に応えていくこと。
4. 相鉄線ゆめが丘駅前の大規模集客施設の開業で、週末の周辺道路の渋滞に対して安全確保に努めること。また中和田小学校への通学路になる道路については、スクールゾーン対策協議会の意見もふまえながら、信号機や必要なハード面や見守り等のソフト面からもの整備を行うこと。
5. 長後街道の無電柱化を踊場付近まで延伸し、緊急輸送路としての役割を果たせるように取り組むこと。
6. 区役所が把握している「災害時要援護者」については、早急に個別避難支援計画作成を地域ケアプラザ等と連携してすすめること。その際には簡素化した計画の立て方についても検討すること。
7. 福祉施設の多い泉区において、区内福祉避難所に指定されている施設との連携強化を図り災害時の受け入れ態勢を想定した訓練等を行い、課題整理をすること。あわせて、感染症拡大時の施設間の連携などの検討も行うこと。
8. 令和7年度に実施した泉区地域防災拠点同時訓練の実施をふりかえり、実際の災害発生時に自助・共助・公助が機能的なつながり、また関係機関との連携などの課題の整理を行うこと。あわせて、ICT技術を活用した各拠点との情報共有ができる体制を整えること。
9. いずみ野駅北側、横浜市泉図書館横の市有土地は、その活用を区として提案し有効活用を図ること。
10. 緑園西小学校跡地利用については、サウンディングの結果をもとに庁内検討を早期に進め、地域の活性化等に資する場所とすること。
11. 区内の空き家は増加の傾向にあることから、発生抑制のためのセミナー開催や、空き家になった際の近隣住民からの困りごとに丁寧に対応すること。

12. 県道瀬谷柏尾の岡津地区は、慢性的な渋滞が発生解消と、区内の道路ネットワーク機能の強化を図るため、権太坂和泉線(岡津地区)の残りの区間を早期に整備すること。
13. 横浜市みんなのおでかけ交通事業にすでに実証実験が終了した「アッテ号」の課題を整理し復活を検討すること。
14. 区制 40 周年事業は、区内様々な活動団体等や年代を超えた区民とともに、泉区への関心や愛着を高める機会とすること。
15. 市街化調整区域に多くある資材置き場等の巡回指導を適宜行い、周辺環境や交通の安全に配慮できているか指導をすること。
16. 阿久和川の集いのまほろば再整備を速やかに進めるとともに、現在使用中止になっているトイレについては、集いのまほろばの再整備を待つことなく改修を行うこと。また、改修までの間のイベント際には、トイレトレーラーなどの配置を置くなど、地域と相談を行い、不便のないようにすること。

瀬谷区

1. 旧米軍上瀬谷通信施設返還後の跡地利用については、市民の声を生かしつつ瀬谷区の賑わいに寄与する計画とすること。そのため、①新交通システムや公共インフラ整備計画を早急に進めること。特に、②「GREEN×EXPO2027」の開催や「横浜の西の玄関口」にふさわしい街づくり計画を推進すること。併せて、③相鉄線瀬谷駅に特急停車を相鉄に働きかけること。また公園予定地に野球場とサッカー場を整備すること。近年要望の多いドックランを検討すること。また、首都圏直下型地震に対応した防災基幹施設を整備すること。
2. 区内都市計画道路の整備促進と歩行者の安全を図る歩道の整備を進めること。また自転車専用通路の整備を進めること。
3. 区内5河川の親水性の向上と氾濫防止のための改修を促進していくこと。あわせて、阿久和遊水地の有効利用を図ること。
4. ニツ橋北部区画整理事業の促進と三ツ境下草柳線の早期整備。及び地権者の権利を制限している事業未着手地区の計画を再検討すること。
5. 県営細谷戸ハイツ内の県有地である公益用地と公園用地について、本市の青写真を早急に作成し、県に示し、早期移管を求めること。
6. 瀬谷駅南口再開発事業の促進特に、瀬谷駅南口再開発事業については当初計画に示された区域全体の計画像を示すこと。
7. 三ツ境駅北口利用者から要望の強いエレベーター、下りエスカレーターと相鉄ライフ2Fエレベーター、公衆用トイレを早期に整備しバリアフリー化を進めること。
8. 上瀬谷地区の街づくりに伴い、海軍道路(環状4号線)にバス路線を新たに整備するとともに、区内の交通ネットワークを再検討し、新たに民間の協力を得てコミュニティバスを運行すること。
9. 遊休化している県営阿久和団地の雨水調整池は県民の財産であり、引き続き市民利用を早期に検討するよう、県と交渉すること。
10. 瀬谷区の生態系を守るため自然回復に取り組んでいるNPOなどと協力し、ホタル再生プロジェクトを支援すると共に、ニホンミツバチ再生に向け取り組むこと。
11. 三ツ境駅、瀬谷駅周辺や通学路など、交通危険個所の電線地中化を進めること。
12. 県立瀬谷西高校跡地への瀬谷中学校の早期移転と横浜市初の道の駅を実現すること。合わせて瀬谷中学校跡地に瀬谷図書館を移設すると共に、複合的な公共施設を整備すること。

13. GREEN × EXPO 2027 やその後のまちづくりに向け、旧上瀬谷通信施設地区にスムーズにアクセスできるよう横浜町田インターとは別のインターチェンジの新設が検討されている。周辺的生活道路等について市民の安全・交通事故・渋滞・騒音等への対策関する計画を作成し、公表・説明を行うこと。

<議員室>

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 議会棟 6F
TEL 045-671-3028／FAX 045-681-2410

ホームページ(各議員へのリンクあり) <https://cdp.yokohama/>